



発行 新潟県

号外 1

平成26年 3月31日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 条 例

- 7 旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(国際課)
- 8 新潟県未来への投資基金条例(財政課)
- 9 新潟県手数料条例の一部を改正する条例(財政課)
- 10 公立大学法人新潟県立大学の重要な財産を定める条例及び公立大学法人新潟県立看護大学の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例(大学・私学振興課)
- 11 新潟県県税条例の一部を改正する条例(税務課)
- 12 新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例(管財課)
- 13 新潟県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例(県民生活課)
- 14 新潟県民会館条例の一部を改正する条例(文化振興課)
- 15 新潟県立自然科学館条例の一部を改正する条例(文化振興課)
- 16 新潟県立歴史博物館条例の一部を改正する条例(文化振興課)
- 17 新潟県関岬キャンプ場条例の一部を改正する条例(環境企画課)
- 18 新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部を改正する条例(環境対策課)
- 19 新潟県防災会議条例の一部を改正する条例(防災企画課)
- 20 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(福祉保健課)
- 21 新潟ユニゾンプラザ条例の一部を改正する条例(福祉保健課)
- 22 新潟県薬事法施行条例及び新潟県手数料条例の一部を改正する条例(医務薬事課)
- 23 新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(医師・看護職員確保対策課)
- 24 新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例(高齢福祉保健課)
- 25 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例(健康対策課)
- 26 新潟県立環境と人間のふれあい館条例の一部を改正する条例(生活衛生課)
- 27 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(障害福祉課)
- 28 新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(障害福祉課)
- 29 新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例(障害福祉課)
- 30 コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例(障害福祉課)
- 31 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例(障害福祉課)
- 32 新潟県いじめ等に関する調査委員会条例(児童家庭課)
- 33 新潟県児童福祉法関係手数料条例の一部を改正する条例(児童家庭課)
- 34 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(児童家庭課)
- 35 新潟県起業化支援・交流拠点施設条例の一部を改正する条例(産業政策課)
- 36 新潟県計量法関係手数料条例の一部を改正する条例(産業政策課)
- 37 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例(産業振興課)
- 38 新潟県起業化センター条例の一部を改正する条例(産業振興課)
- 39 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例(産業振興課)
- 40 新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例(商業振興課)
- 41 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(産業立地課)
- 42 新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例(職業能力開発課)
- 43 新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例(職業能力開発課)

- 44 新潟県農業大学校修学資金貸与条例の一部を改正する条例（経営普及課）
- 45 新潟県妙法育成牧場条例の一部を改正する条例（畜産課）
- 46 新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例（漁港課）
- 47 新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例（用地・土地利用課）
- 48 新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）
- 49 新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例（河川管理課）
- 50 新潟県公共海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例（河川管理課）
- 51 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（都市政策課）
- 52 新潟県都市公園条例の一部を改正する条例（都市整備課）
- 53 新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例（下水道課）
- 54 新潟県万代島駐車場条例の一部を改正する条例（港湾振興課）
- 55 新潟コンベンションセンター等条例の一部を改正する条例（港湾振興課）
- 56 新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例（港湾整備課）
- 57 新潟県空港条例の一部を改正する条例（空港課）
- 58 新潟県工業用水道条例の一部を改正する条例（企業局総務課）
- 59 新潟県立学校条例の一部を改正する条例（財務課）
- 60 新潟県いじめ問題対策連絡協議会条例（義務教育課）
- 61 新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例（高等学校教育課）
- 62 新潟県立近代美術館条例の一部を改正する条例（文化行政課）
- 63 新潟県競技力向上・選手育成基金条例（保健体育課）
- 64 新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部を改正する条例（保健体育課）
- 65 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（警務課）
- 66 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例（警務課）

## 本号で公布された主な条例のあらまし

## ◇新潟県未来への投資基金条例（新潟県条例第8号）

## 1 基金の設置

将来の県勢の発展に資する産業分野への投資など未来への投資を推進するため、新潟県未来への投資基金を設置することとしました。

## 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

## ◇公立大学法人新潟県立大学の重要な財産を定める条例及び公立大学法人新潟県立看護大学の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例（新潟県条例第10号）

## 1 公立大学法人新潟県立大学及び公立大学法人新潟県立看護大学の出資等に係る不要財産

地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人新潟県立大学及び公立大学法人新潟県立看護大学において、出資等に係る財産が不要となった場合に、知事の認可等を受けて県に納付しなければならない財産の範囲を定めることとしました。(第1条及び第2条関係)

## 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

## ◇新潟県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例（新潟県条例第13号）

## 1 組織の見直し

交通安全対策基本法の規定に基づき、知事が必要と認めて任命する委員の定数に係る規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。(第3条関係)

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇新潟県防災会議条例の一部を改正する条例（新潟県条例第19号）

## 1 委員定数の見直し

指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の定数を3名増加することとしました。(第2条関係)

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第23号）

## 1 修学資金の一般貸与の対象者の追加

修学資金の一般貸与の対象者に、県内に所在する大学に置かれた県内の大学院の看護に関する修士課程に在学し、かつ、県内において現に看護職員の業務に従事している者であって将来県内において看護職員の業務若しくは大学における看護に係る教育に従事しようとするものを追加することとしました。(第2条関係)

## 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

## ◇地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第27号）

## 1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、次の条例の規定のうち、指定共同生活援助の基準に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

(1) 新潟県障害者リハビリテーションセンター条例（第1条関係）

(2) 新潟県あけぼの園条例（第2条関係）

(3) 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（第3条関係）

- (4) 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例（第4条関係）
- (5) コロニーにいがた白岩の里条例（第5条関係）
- (6) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（第6条関係）
- (7) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（第7条関係）
- (8) 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（第8条関係）

## 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

### ◇新潟県いじめ等に関する調査委員会条例（新潟県条例第32号）

#### 1 委員会の設置

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、学校の設置者又はその設置する学校が行った重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等の結果についての調査を行うため、新潟県いじめ等に関する調査委員会を置くこととしました。

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◇新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（新潟県条例第34号）

#### 1 保育士の数の算定に係る特例の見直し

保育士の数の算定について、保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる保育所の要件を、乳児4人以上を入所させる保育所とすることとしました。（附則第9項関係）

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◇新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第39号）

#### 1 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成26年3月31日から平成28年3月31日に見直すこととしました。（附則第2項関係）

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

### ◇新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第41号）

#### 1 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成26年3月31日から平成29年3月31日に見直すこととしました。（附則第2項関係）

#### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◇新潟県都市公園条例の一部を改正する条例（新潟県条例第52号）

#### 1 駐車場の独占利用に係る規定の整備

新潟県立鳥屋野潟公園で行われる競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのための当該公園の駐車場の独占利用に係る規定の整備を行うこととしました。（第2条、第15条及び別表第2関係）

#### 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

### ◇新潟県空港条例の一部を改正する条例（新潟県条例第57号）

#### 1 重量制限の例外に関する規定の整備

航空機による空港の使用について、重量制限の例外を認める旨の規定の整備を行うこととしました。（第4条関係）

#### 2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

### ◇新潟県立学校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第59号）

#### 1 県立高等学校等の授業料に関する規定の整備

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴い、県立高等学校等の授業料に関する規定の整備を行うこととしました。(第3条～第3条の5、第5条、第6条並びに附則第3項及び第4項関係)

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県いじめ問題対策連絡協議会条例（新潟県条例第60号）

1 連絡協議会の設置

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、新潟県いじめ問題対策連絡協議会を置くこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例（新潟県条例第61号）

1 委員会の設置

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、及び重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うため、新潟県いじめ防止対策等に関する委員会を置くこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県競技力向上・選手育成基金条例（新潟県条例第63号）

1 基金の設置

県内におけるスポーツの競技水準の向上を図るとともに、国際競技大会等を目指す優秀なスポーツ選手を育成するため、新潟県競技力向上・選手育成基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (2) 新潟県未来への投資基金条例
- (3) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (4) 公立大学法人新潟県立大学の重要な財産を定める条例及び公立大学法人新潟県立看護大学の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県県税条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県民会館条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県立自然科学館条例の一部を改正する条例
- (10) 新潟県立歴史博物館条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県関根岬キャンプ場条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部を改正する条例
- (13) 新潟県防災会議条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- (15) 新潟ユニゾンプラザ条例の一部を改正する条例
- (16) 新潟県薬事法施行条例及び新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (17) 新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- (18) 新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (19) 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例
- (20) 新潟県立環境と人間のふれあい館条例の一部を改正する条例
- (21) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (22) 新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例
- (23) 新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例
- (24) コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例
- (25) 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例
- (26) 新潟県いじめ等に関する調査委員会条例
- (27) 新潟県児童福祉法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (28) 新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (29) 新潟県起業化支援・交流拠点施設条例の一部を改正する条例
- (30) 新潟県計量法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (31) 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例
- (32) 新潟県起業化センター条例の一部を改正する条例
- (33) 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例
- (34) 新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例
- (35) 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (36) 新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
- (37) 新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (38) 新潟県農業大学校修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- (39) 新潟県妙法育成牧場条例の一部を改正する条例
- (40) 新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例
- (41) 新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例
- (42) 新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- (43) 新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例
- (44) 新潟県公共海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- (45) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (46) 新潟県都市公園条例の一部を改正する条例
- (47) 新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例
- (48) 新潟県万代島駐車場条例の一部を改正する条例

- (49) 新潟コンベンションセンター等条例の一部を改正する条例
- (50) 新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例
- (51) 新潟県空港条例の一部を改正する条例
- (52) 新潟県工業用水道条例の一部を改正する条例
- (53) 新潟県立学校条例の一部を改正する条例
- (54) 新潟県いじめ問題対策連絡協議会条例
- (55) 新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例
- (56) 新潟県立近代美術館条例の一部を改正する条例
- (57) 新潟県競技力向上・選手育成基金条例
- (58) 新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部を改正する条例
- (59) 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
- (60) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

平成26年3月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

---

新潟県条例第7号

旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
(新潟県手数料条例の一部改正)

第1条 新潟県手数料条例(平成12年新潟県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
(1) 知事政策局関係					(1) 知事政策局関係				
	対象となる事務	名称	区分	金額		対象となる事務	名称	区分	金額
(略)					(略)				
3	削除				3	旅券法第10条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正に係る事務	一般旅券記載事項訂正事務手数料		1件につき 200円
(略)					(略)				
(2)~(9) (略)					(2)~(9) (略)				

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動別表細目号」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動後別表細目号」という。)が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号を削る。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
(1) 知事政策局関係			(1) 知事政策局関係		
事	務	市町村	事	務	市町村
旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。)		(略)	旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。)		(略)
(1)~(5) (略)			(1)~(5) (略)		
(6) (略)			<u>(6) 法第10条第1項ただし書の規定による記載事項の訂正の申請に係る一般旅券及び書類の受理並びに県への送付</u>		
			<u>(7) (略)</u>		



(7) (略)		(8) (略)	
(8) (略)		(9) (略)	
(9) (略)		(10) (略)	
(10) (略)		(11) (略)	
(2)～(9) (略)		(2)～(9) (略)	

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新潟県手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 新潟県条例第8号

新潟県未来への投資基金条例

(設置)

**第1条** 将来の県勢の発展に資する産業分野への投資など未来への投資を推進するため、新潟県未来への投資基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

**第4条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

**第5条** 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

**第6条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

(委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第9号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1) (略)					(1) (略)				
(2) 県民生活・環境部関係					(2) 県民生活・環境部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
1 か ら 6 ま で	削除				1	武器等製造法（昭和28年法律第145号）第17条第1項の規定に基づく猟銃等の製造の事業の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等製造事業許可等申請手数料		1件につき 85,000円
					2	武器等製造法第19条第1項の規定に基づく猟銃等の販売の事業の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等販売事業許可等申請手数料		1件につき 73,000円
					3	武器等製造法第20条において準用する同法第8条第1項の規定に基づく製造をする猟銃等の種類の変更の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等製造種類変更許可等申請手数料		1件につき 36,000円
					4	武器等製造法第20条に	猟銃等販		1件につき 25,000円

						において準用する同法第8条第1項の規定に基づく販売する猟銃等の種類の変更の許可又は承認の申請に対する審査	売種類変更許可等申請手数料		
						5 武器等製造法第20条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく工場又は事業場の移転の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等製造工場事業場移転許可等申請手数料		1件につき 78,000円
						6 武器等製造法第20条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく店舗の移転の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等販売店舗移転許可等申請手数料		1件につき 61,000円
7	温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査	温泉土地掘削許可申請手数料		1件につき <u>130,100円</u>	7	温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査	温泉土地掘削許可申請手数料		1件につき <u>130,000円</u>
(略)					(略)				
10	温泉法第11条第1項の規定に基づく湧出路の増掘の許可の申請に	温泉湧出路増掘許可申請手		1件につき <u>120,100円</u>	10	温泉法第11条第1項の規定に基づく湧出路の増掘の許可の申請に	温泉湧出路増掘許可申請		1件につき <u>120,000円</u>

	する審査	数料			対する審査	手数料		
11	温泉法第11条第1項の規定に基づく動力の装置の許可の申請に対する審査	温泉動力装置許可申請手数料		1件につき <u>110,100円</u>	11	温泉法第11条第1項の規定に基づく動力の装置の許可の申請に対する審査	温泉動力装置許可申請手数料	1件につき <u>110,000円</u>
12	温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく湧出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	温泉の湧出路増掘又は動力装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		(略)	12	温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づく湧出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	温泉の湧出路増掘又は動力装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	(略)
13	温泉法第11条第2項において準用する第7条の2第1項の規定に基づく湧出路の増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	温泉湧出路増掘のための施設等の変更の許可申請手数料		(略)	13	温泉法第11条第2項において準用する第7条の2第1項の規定に基づく湧出路の増掘のための施設等の変更の許可の申請に対する審査	温泉湧出路増掘のための施設等の変更の許可申請手数料	(略)
(略)				(略)				
153	特定製品の係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)第9条	第1種フロン類回収業者登録申請手数料		1件につき <u>5,010円</u>	153	特定製品の係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)第9条	第1種フロン類回収業者登録申請手数料	1件につき <u>5,000円</u>

	第1項の規定に基づく第1種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査					第1項の規定に基づく第1種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査			
15 の 4	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第12条第1項の規定に基づく第1種フロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第1種フロン類回収業者登録更新申請手数料		1件につき <u>5,010円</u>		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第12条第1項の規定に基づく第1種フロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第1種フロン類回収業者登録更新申請手数料		1件につき <u>5,000円</u>
(略)					(略)				
15 の 7	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	狩猟免許更新申請手数料		1件につき <u>2,900円</u>		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	狩猟免許更新申請手数料		1件につき <u>2,800円</u>
(略)					(略)				
(2)の2 防災局関係									
	対象となる事務	名称	区 分	金 額					
1	武器等製造法(昭和28年法律第145号)第17条第1項の規定に基づく猟銃等の製造の事業の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等製造事業許可等申請手数料		1件につき 85,000円					
2	武器等製造法第19条第	猟銃等販		1件につき 73,000円					

	1項の規定に基づく猟銃等の販売の事業の許可又は承認の申請に対する審査	売事業許可等申請手数料		
3	武器等製造法第20条において準用する同法第8条第1項の規定に基づく製造をする猟銃等の種類の変更の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等製造種類変更許可等申請手数料		1件につき 36,000円
4	武器等製造法第20条において準用する同法第8条第1項の規定に基づく販売する猟銃等の種類の変更の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等販売種類変更許可等申請手数料		1件につき 25,000円
5	武器等製造法第20条において準用する同法第12条第1項の規定に基づく工場又は事業場の移転の許可又は承認の申請に対する審査	猟銃等製造工場事業場移転許可等申請手数料		1件につき 78,000円
6	武器等製造法第20条において準用する同法第12条第1項	猟銃等販売店舗移転許		1件につき 61,000円

	の規定に基づく店舗の移転の許可又は承認の申請に対する審査	可等申請手数料		
(3)・(4) (略)				
(5) 農林水産部関係				
	対象となる事務	名称	区 分	金 額
(略)				
8	家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務	牛受精卵移植手数料	(1) 過剰排卵処置 (2) 受精卵の採取 (略)	1件につき <u>10,200円</u> 1件につき <u>11,200円</u>
(略)				
15	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査(同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)	家畜検査手数料	(略) (4) 蜜蜂の腐そ病検査 (略) (9) 牛の伝達性海綿状脳症検査ア (略) イ 検査した死亡牛の焼却をする場合 (略)	(略) (略) (略) 1件につき <u>33,100円</u>
(略)				
19	養蜂振興法(昭和30年法律第180号)第4条第1項の規	転飼許可申請手数料		1場所につき、150円に蜂群数を乗じて得た額(その額

	対象となる事務	名称	区 分	金 額
(略)				
8	家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務	牛受精卵移植手数料	(1) 過剰排卵処置 (2) 受精卵の採取 (略)	1件につき <u>10,000円</u> 1件につき <u>11,000円</u>
(略)				
15	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査(同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)	家畜検査手数料	(略) (4) みつばちの腐そ病検査 (略) (9) 牛の伝達性海綿状脳症検査ア (略) イ 検査した死亡牛の焼却をする場合 (略)	(略) (略) (略) 1件につき <u>32,500円</u>
(略)				
19	養ほう振興法(昭和30年法律第180号)第4条第1項の規	転飼許可申請手数料		1場所につき、150円にほう群数を乗じて得た額(その額

	定に基づく 蜜蜂の転飼 の許可の申 請に対する 審査			が2,300円 を超えると きは、2,300 円)	規定に基づ くみつばち の転飼の許 可の申請に 対する審査			額が2,300 円を超える ときは、 2,300円)	
(略)					(略)				
51 から 58 まで	削除				51 削除				
					52	小型船舶の 登録等に関 する法律の 施行に伴う 関係政令の 整備に關す る政令（平 成13年政令 第383号）附 則第2条第 1項の規定 によりなお 従前の例に よることと される同令 第1条の規 定による改 正前の小型 船舶の船籍 及び総トン 数の測度に 關する政令 （昭和28年 政令第259 号。以下「旧 船籍令」と いう。）第2 条第3項 （旧船籍令 第3条第2 項において 準用する場 合を含む。） の規定に基 づく船舶の 検査	小型 船舶 検査 手 数 料	(1) 全部 の検査 又は上 甲板下 全部の 検査を 行う場 合  (2) そ 他の場 合	1隻につき 37,000円  1隻につき 26,000円
					53	旧船籍令第 3条第1項 の規定に基 づく船籍票 の書換え	船籍 票記 載事 項変 更書 換え 手 数	(1) 総ト ン数の 変更 に係る 場 合 にお いて知 事が船	1隻につき 28,000円



		料	船舶の検査を行うとき。	
			(2) 総トン数の変更に係る場合において知事が船舶の検査を行わないとき。	1隻につき 4,300円
			(3) その他の場合	1隻につき 4,300円
54	旧船籍令第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく船籍票の書換え	船籍票書換え手数料		1隻につき 4,300円
55	旧船籍令第5条第4項の規定に基づく船籍票の交付	船籍港変更後の船籍票交付手数料		1隻につき 4,300円
56	旧船籍令第7条の規定に基づく船籍票の再交付	船籍票再交付手数料		1隻につき 4,300円
57	旧船籍令第7条の2第1項の規定に基づく船籍票の検認	船籍票検認手数料		1隻につき 13,000円
58	旧船籍令第8条の3の規定に基づく船籍簿の謄本又は抄本の交付	船籍簿の謄本又は抄本の交付手		用紙1枚につき 1,000円

(略)				
(6) 土木部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)				
35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 建築をしようとする住宅が一戸建てである場合	1件につき7,600円（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、次に掲げる額を合算した額（以下「建築確認等手数料額」という。）に7,600円を加えた額） (1) (略) (2) 申請に係る計画に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項の構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、新潟県建築基準条例第23条第3項に定める手数料の額に <u>100分の108</u> を乗

(略)				
(6) 土木部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)				
35	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 建築をしようとする住宅が一戸建てである場合	1件につき7,600円（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、次に掲げる額を合算した額（以下「建築確認等手数料額」という。）に7,600円を加えた額） (1) (略) (2) 申請に係る計画に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項の構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、新潟県建築基準条例第23条第3項に定める手数料の額に <u>100分の105</u> を乗

			じて得た 額 (3) (略)				じて得た 額 (3) (略)
			(略)				(略)
(略)				(略)			
(7)～(9) (略)				(7)～(9) (略)			

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

---

新潟県条例第10号

公立大学法人新潟県立大学の重要な財産を定める条例及び公立大学法人新潟県立看護大学の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

(公立大学法人新潟県立大学の重要な財産を定める条例の一部改正)

**第1条** 公立大学法人新潟県立大学の重要な財産を定める条例(平成20年新潟県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)</p> <p><b>第1条</b> <u>公立大学法人新潟県立大学に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第6条第4項の条例で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額)が50万円以上のもの(その性質上法第42条の2の規定により処分することが不適当なものを除く。)</u>その他知事が定める財産とする。</p> <p style="text-align: center;">(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)</p> <p><b>第2条</b> <u>公立大学法人新潟県立大学に係る法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、適正な見積価格)が7,000万円以上の不動産(土地については、1件2万平方メートル以上のものに限る。)</u>若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。</p>	<p style="text-align: center;">(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)</p> <p><b>第1条</b> <u>公立大学法人新潟県立大学に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第6条第4項の条例で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額)が50万円以上のもの(その性質上法第42条の2の規定により処分することが不適当なものを除く。)</u>その他知事が定める財産とする。</p> <p style="text-align: center;">(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)</p> <p><b>第2条</b> <u>公立大学法人新潟県立大学に係る法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、適正な見積価格)が7,000万円以上の不動産(土地については、1件2万平方メートル以上のものに限る。)</u>若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。</p>

(公立大学法人新潟県立看護大学の重要な財産を定める条例の一部改正)

**第2条** 公立大学法人新潟県立看護大学の重要な財産を定める条例(平成24年新潟県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)</p> <p><b>第1条</b> <u>公立大学法人新潟県立看護大学に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第6条第4項の条例で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあっては、申請の日</u></p>	<p style="text-align: center;">(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)</p> <p><b>第1条</b> <u>公立大学法人新潟県立看護大学に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第6条第4項の条例で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあっては、申請の日</u></p>

におけるその額) が50万円以上のもの(その性質上法第42条の2の規定により処分することが不当なものを除く。)その他知事が定める財産とする。

(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)

**第2条** 公立大学法人新潟県立看護大学に係る法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、適正な見積価格)が7,000万円以上の不動産(土地については、1件2万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

公立大学法人新潟県立看護大学に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、適正な見積価格)が7,000万円以上の不動産(土地については、1件2万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

新潟県条例第11号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目（以下この条において「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中附則別表の表示に下線が引かれた附則別表（以下この条において「移動附則別表」という。）を当該移動附則別表に対応する次の表の改正後の欄中附則別表の表示に下線が引かれた附則別表とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示、削除項等並びに附則別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示、追加項等及び附則別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（不動産取得税の徴収猶予の申告）</p> <p><b>第47条</b> 法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、<u>第73条の27の4第2項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の6第2項（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予等）の規定により徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第43条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（自動車税の税率の特例）</p> <p><b>第20条</b> 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、<u>メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機</u></p>	<p style="text-align: center;">（不動産取得税の徴収猶予の申告）</p> <p><b>第47条</b> 法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項（<u>法第73条の27の4第2項及び第73条の27の6第2項</u>において準用する場合を含む。）及び<u>第73条の27の5第2項</u>（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予等）の規定により徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第43条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（自動車税の税率の特例）</p> <p><b>第20条</b> 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。<u>次項及び第3項</u>において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。<u>次項及び第3項</u>において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの、<u>メタノールとメタノール以外のものとの混合物</u>で施行規則で定めるもの、<u>及びガソリン</u>を内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定す</p>

能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項及び第3項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2 次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税の税率は、前項の規定にかかわらず、1台につき、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

る自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

2 次に掲げる自動車（平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び次項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自

3 次に掲げる自動車は平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽減税率の欄に掲げる額とする。

- (1) (略)
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの）にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5項第5号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号及び第5

動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。次項において同じ。）
- (4) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（次項から第5項までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第5項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項及び第4項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

3 次に掲げる自動車は平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽減税率の欄に掲げる額とする。

- (1) (略)
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの）にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないも



項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。第5項第3号において同じ。)

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(第5項第4号及び第7項において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

5 次に掲げる自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それ

ので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

ぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

6 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

7 第3項(第4号に係る部分に限る。)及び第4項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第3項第4号中「平成27年度以降」とあるのは「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「100分

5 第3項(第4号に係る部分に限る。)及び前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第3項第4号中「基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」とあるのは「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項中「平

の138」と、第4項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

8 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるものうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、第1項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第3の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第5項に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第6項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

9 附則別表第2の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるものうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、第2項から第4項まで及び第7項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第2項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第3項（第7項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第4項（第7項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

10 (略)

**第21条** 法第147条第3項（積雪地域の自動車税の標準税率）に規定する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率に、10分の10から第60条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 (略)

**第22条** 第61条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率並びに前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

附則別表第2

成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第2項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

6 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるものうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、前各項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項又は第3項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第4項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

7 (略)

**第21条** 法第147条第3項（積雪地域の自動車税の標準税率）に規定する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率に、10分の10から第60条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 (略)

**第22条** 第61条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率並びに前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

附則別表第1

(略)	(略)
<b>附則別表第4</b>	<b>附則別表第2</b>
(略)	(略)

第2条 新潟県県税条例の一部を次のように改正する。

附則の次に次の1表を加える。

附則別表第1

自動車 の 区分			税率 (年額)		
			重 課 税 率	最大軽課税率	中間軽課税率
(1) 乗 用車	営業 用	電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの(以下「電気自動車」という。)	/	2,000円	/
		総排気量が1リットル以下のもの	8,600円	2,000円	4,000円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,700円	2,500円	4,500円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,900円	2,500円	5,000円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,800円	3,500円	7,000円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	18,000円	4,000円	8,000円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	20,500円	4,500円	9,000円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	23,500円	5,500円	10,500円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	27,100円	6,000円	12,000円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	31,200円	7,000円	14,000円
		総排気量が6リットルを超えるもの	46,800円	10,500円	20,500円
	自家 用	電気自動車	/	7,500円	/
		総排気量が1リットル以下のもの	33,900円	7,500円	15,000円
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		39,600円	9,000円	17,500円	
総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		45,400円	10,000円	20,000円	
総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		51,700円	11,500円	22,500円	
総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		58,600円	13,000円	25,500円	
総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		66,700円	14,500円	29,000円	
総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		76,400円	17,000円	33,500円	
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		87,900円	19,500円	38,500円	
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		101,200円	22,000円	44,000円	
	総排気量が6リットルを超えるもの	127,600円	28,000円	55,500円	
(2) ト	営業	電気自動車	/	2,000円	/

ラック	用	最大積載量が 1 トン以下のもの	7,100円	2,000円	3,500円
		最大積載量が 1 トンを超え 2 トン以下のもの	9,900円	2,500円	4,500円
		最大積載量が 2 トンを超え 3 トン以下のもの	13,200円	3,000円	6,000円
		最大積載量が 3 トンを超え 4 トン以下のもの	16,500円	4,000円	7,500円
		最大積載量が 4 トンを超え 5 トン以下のもの	20,300円	5,000円	9,500円
		最大積載量が 5 トンを超え 6 トン以下のもの	24,200円	5,500円	11,000円
		最大積載量が 6 トンを超え 7 トン以下のもの	28,000円	6,500円	13,000円
		最大積載量が 7 トンを超え 8 トン以下のもの	32,400円	7,500円	15,000円
		最大積載量が 8 トンを超えるもの	32,400円に最大積載量が 8 トンを超える 1 トンまでごとに 5,100円を加算した額	7,500円に最大積載量が 8 トンを超える 1 トンまでごとに 1,200円を加算した額	15,000円に最大積載量が 8 トンを超える 1 トンまでごとに 2,400円を加算した額
		自家用	電気自動車		2,000円
最大積載量が 1 トン以下のもの	8,800円		2,000円	4,000円	
最大積載量が 1 トンを超え 2 トン以下のもの	12,600円		3,000円	6,000円	
最大積載量が 2 トンを超え 3 トン以下のもの	17,600円		4,000円	8,000円	
最大積載量が 3 トンを超え 4 トン以下のもの	22,500円		5,500円	10,500円	
最大積載量が 4 トンを超え 5 トン以下のもの	28,000円		6,500円	13,000円	
最大積載量が 5 トンを超え 6 トン以下のもの	33,000円		7,500円	15,000円	
最大積載量が 6 トンを超え 7 トン以下のもの	38,500円		9,000円	17,500円	
最大積載量が 7 トンを超え 8 トン以下のもの	44,500円		10,500円	20,500円	
最大積載量が 8 トンを超えるもの	44,500円に最大積載量が 8 トンを超える 1 トンまでごとに 6,900円を加算した額		10,500円に最大積載量が 8 トンを超える 1 トンまでごとに 1,600円を加算した額	20,500円に最大積載量が 8 トンを超える 1 トンまでごとに 3,200円を加算した額	
けん引車	営業用	小型自動車に属するもの	8,200円	2,000円	4,000円
		普通自動車に属するもの	16,600円	4,000円	8,000円
	自家用	小型自動車に属するもの	11,200円	3,000円	5,500円
		普通自動車に属するもの	22,600円	5,500円	10,500円
(3) バス	営業用	一般乗合用のもの		3,000円	6,000円
		乗車定員が 30 人を超え 40 人以下のもの		4,000円	7,500円

		乗車定員が40人を超え50人以下のもの		4,500円	9,000円
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの		5,000円	10,000円
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの		6,000円	11,500円
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの		6,500円	13,000円
		乗車定員が80人を超えるもの		7,500円	14,500円
	一般乗合用のもの以外のもの	乗車定員が30人以下のもの	29,100円	7,000円	13,500円
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	35,200円	8,000円	16,000円
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	41,800円	9,500円	19,000円
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	48,400円	11,000円	22,000円
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	55,500円	13,000円	25,500円
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	62,700円	14,500円	28,500円
		乗車定員が80人を超えるもの	70,400円	16,000円	32,000円
	自家用	乗車定員が30人以下のもの	36,300円	8,500円	16,500円
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	45,100円	10,500円	20,500円
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	53,900円	12,500円	24,500円
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	62,700円	14,500円	28,500円
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	72,000円	16,500円	33,000円
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	81,400円	18,500円	37,000円
		乗車定員が80人を超えるもの	91,300円	21,000円	41,500円
(4) 三輪の小型自動車	三輪の小型自動車	営業用	5,100円	1,500円	2,500円
		自家用	6,900円	1,500円	3,000円
(5) 特種用途自動車	キャンピング車	電気自動車		5,900円	
		総排気量が1リットル以下のもの	27,100円	5,900円	12,000円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	31,700円	6,900円	14,000円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	36,300円	7,900円	16,000円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	41,400円	9,000円	18,000円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	46,900円	10,200円	20,500円

		ットル以下のもの			
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	53,300円	11,600円	23,500円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	61,100円	13,300円	27,000円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	70,300円	15,300円	31,000円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	80,900円	17,600円	35,500円
		総排気量が6リットルを超えるもの	102,100円	22,200円	44,500円
	霊きゅう車		9,700円	2,200円	4,500円
乗用車に類するもの	営業用	電気自動車		1,900円	
		総排気量が2リットル以下のもの	8,600円	1,900円	4,000円
		総排気量が2リットルを超えるもの	15,800円	3,500円	7,000円
	自家用	電気自動車		7,400円	
		総排気量が2リットル以下のもの	33,900円	7,400円	15,000円
		総排気量が2リットルを超えるもの	45,400円	9,900円	20,000円
トラックに類するもの	最大積載量の定めのあるもの		第2号に掲げる当該税率の額		
	最大積載量の定めのないもの	車両重量が3トン以下のもの	12,600円	2,900円	6,000円
		車両重量が3トンを超え10トン以下のもの	28,000円	6,400円	13,000円
		車両重量が10トンを超えるもの	28,000円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに11,100円を加算した額	6,400円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに2,600円を加算した額	13,000円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに5,100円を加算した額
バスに類するもの	営業用	普通自動車に属するもの	15,900円	3,700円	7,500円
		小型自動車に属するもの	13,200円	3,000円	6,000円
	自家用	普通自動車に属するもの	45,100円	10,300円	20,500円
		小型自動車に属するもの	36,300円	8,300円	16,500円
	三輪の小型自動車に類するもの		第4号に掲げる当該税率の額		

附則別表第2の次に次の1表を加える。

附則別表第3

自動車 の 区分		税率 (年額)		
		重 課 税 率	最大軽課税率	中間軽課税率
営業用	電気自動車		1,000円	
	総排気量が1リットル以下のもの	4,100円	1,000円	1,800円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	5,200円	1,200円	2,300円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,900円	1,600円	3,200円
自家用	電気自動車		1,300円	
	総排気量が1リットル以下のもの	5,700円	1,300円	2,600円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル	6,900円	1,600円	3,200円

	以下のもの			
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,800円	2,000円	4,000円

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 改正後の新潟県県税条例（以下「新県税条例」という。）第47条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 新県税条例附則第20条の規定は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

- 4 施行日がエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成25年法律第25号。以下この項において「合理化法改正法」という。）の施行の前日である場合には、合理化法改正法の施行の日の前日までの間における新県税条例附則第20条第3項第4号の規定の適用については、同号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イ」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号」と、「エネルギー消費機器等製造事業者等」とあるのは「製造事業者等」とする。

(この条例の失効)

- 5 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する新県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。



新潟県条例第12号

新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前						
別表（第2条関係） 行政財産使用料の基準					別表（第2条関係） 行政財産使用料の基準						
区分	使用の種類			単位	使用料(単位 円)	区分	使用の種類			単位	使用料(単位 円)
土地	(略)				県有財産台帳価格の100分の5に相当する額に12分の1を乗じて得た額に <u>1.08</u> を乗じて得た額	土地	(略)				県有財産台帳価格の100分の5に相当する額に12分の1を乗じて得た額に <u>1.05</u> を乗じて得た額
	電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 敷地 の以 外の もの	建物 又は これ に類 する もの 敷地	使用 許可 期間 が1 月未 満の 場合	(略)			電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 敷地 の以 外の もの	建物 又は これ に類 する もの 敷地	使用 許可 期間 が1 月未 満の 場合	(略)	
	(略)						(略)				
建物	(略)			1 月	県有財産台帳価格の1,000分の6に土地使用料相当額の12分の1（借地については県が負担している地代相当月額）を加算した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額	建物	(略)			1 月	県有財産台帳価格の1,000分の6に土地使用料相当額の12分の1（借地については県が負担している地代相当月額）を加算した額に <u>1.05</u> を乗じて得た額
(略)					(略)						
備考 (略)					備考 (略)						

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

## 新潟県条例第13号

新潟県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

新潟県交通安全対策会議条例（昭和45年新潟県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委員及び特別委員)	(委員及び特別委員)
<b>第3条</b> 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。	<b>第3条</b> 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。
(1) 法第17条第3項第4号に規定する知事の事務部局に属する職員のうちから指名される委員 10人以内	(1) 法第17条第3項第4号に規定する知事の事務部局に属する職員のうちから指名される委員 10人
(2) 法第17条第3項第6号に規定する市町村長のうちから任命される委員 2人以内	(2) 法第17条第3項第6号に規定する市町村長のうちから任命される委員 2人
(3) (略)	(3) (略)
(4) <u>法第17条第3項第7号に規定する知事が必要と認めて任命する委員</u> 5人以内	
2 <u>前項第2号から第4号までに規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u>	2 <u>市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u>
3～6 (略)	3～6 (略)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新潟県条例第14号

新潟県民会館条例の一部を改正する条例

新潟県民会館条例（昭和42年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表（第8条、第15条関係）

## (1) 大ホールの使用料（全部使用の場合）

使用時間		使用料(円)						収容人員
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合					
			入場料が3,000円以下の場合	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	入場料が5,001円以上7,000円以下の場合	入場料が7,001円以上9,000円以下の場合	入場料が9,001円以上の場合	
平日	午前	46,000	50,600	59,800	78,200	92,000	115,000	1,730人(オーケストラピットを使用する場合は1,648人、花道を使用する場合は1,710人)
	午後	81,700	89,800	106,100	138,900	163,300	204,200	
	夜間	114,300	125,700	148,500	194,300	228,500	285,700	
	全日	234,000	257,500	304,300	397,900	468,000	585,100	
土曜日、日曜日及び休日	午前	69,000	75,900	89,700	117,400	138,000	172,600	は1,648人、花道を使用する場合は1,710人)
	午後	109,400	120,300	142,300	186,100	218,900	273,600	
	夜間	142,000	156,200	184,600	241,500	284,100	355,200	
	全日	301,000	331,100	391,300	511,600	601,900	752,400	
備考		準備、練習又は後片付けのために使用する場合の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。						

## (2) 大ホールの使用料（2階席を除く使用の場合）

使用時間		使用料(円)					収容人員	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合					
			入場料が3,000円以下の場合	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	入場料が5,001円以上7,000円以下の場合	入場料が7,001円以上9,000円以下の場合		入場料が9,001円以上の場合
平日	午前	32,200	35,400	41,900	54,700	64,400	80,500	1,136人(オーケストラピットを使用する場合は1,054人、花道を使用する場合は1,116人)
	午後	57,200	62,800	74,300	97,200	114,400	143,000	
	夜間	80,000	87,900	104,000	136,000	159,900	200,100	
	全日	163,900	180,200	213,000	278,500	327,600	409,600	
土曜日、日曜日及び休日	午前	48,300	53,200	62,700	82,200	96,600	120,900	は1,054人、花道を使用する場合は1,116人)
	午後	76,600	84,200	99,600	130,200	153,300	191,500	
	夜間	99,500	109,300	129,300	169,100	198,800	248,600	
	全日	210,700	231,700	273,900	358,100	421,300	526,700	

## (3) 小ホールの使用料

使用時間		使用料(円)				収容人員	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合				
			入場料が1,000円以下の場合	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合		入場料が5,001円以上の場合
平日	午前	5,790	6,090	6,380	12,500	16,500	300人
	午後	10,300	10,800	11,300	22,300	29,200	
	夜間	14,100	14,800	15,500	30,700	40,000	
	全日	27,300	28,600	29,900	58,900	77,100	
土曜日、日曜日及び休日	午前	8,210	8,620	9,030	17,800	23,200	
	午後	15,100	15,800	16,700	32,800	42,900	
	夜間	21,400	22,500	23,600	46,400	60,700	

び休日	全日	40,700	42,800	44,800	88,300	115,400
備考	1 準備、練習又は後片付けのために使用する場合（2に規定する練習を目的として使用する場合を除く。）の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。 2 練習を目的として使用する場合（引き続き練習以外の目的で使用する場合及び引き続き、又は同時に練習以外の目的で大ホールを使用する場合を除く。）の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の30パーセントに相当する額とする。					

(4) 会議室及び楽屋の使用料

区 分		使用時間	使用料(円)	収容人員等
会議室	談話室(A)	午前	8,530	収容人員(応接セット使用) 6人 2階 33平方メートル
		午後又は夜間	11,300	
		全日	28,500	
	談話室(B)	午前	5,790	収容人員(円卓、いす使用) 10人 2階 36平方メートル
		午後又は夜間	7,520	
		全日	19,200	
	第1会議室	午前	4,080	収容人員(机、いす使用) 42人 2階 57平方メートル
		午後又は夜間	5,310	
		全日	13,700	
	第2会議室	午前	2,920	収容人員(机、いす使用) 24人 第2会議室 2階 51平方メートル 第3会議室 2階 51平方メートル 第4会議室 2階 43平方メートル
		午後又は夜間	3,690	
		全日	9,820	
楽屋	第1楽屋	午前	2,400	
		午後又は夜間	3,690	
		全日	9,410	
	第2楽屋	午前	2,400	化粧台 7 第2楽屋 地下1階 23平方メートル
		午後又は夜間	3,690	
	第3楽屋	午前	3,690	第3楽屋 地下1階 22平方メートル
		午後又は夜間	3,690	
	第4楽屋	午前	2,920	化粧台 10 地下1階 33平方メートル
午後又は夜間		4,530		
リハーサル室 (兼大部屋)	午前	3,790	地下1階 119平方メートル	
	午後又は夜間	5,740		
	全日	13,400		
小ホール 第1楽屋 小ホール 第2楽屋	午前、午後又は夜間	2,750	化粧台 5 中3階 21平方メートル	
	全日	6,990		
第1浴室 第2浴室	午前、午後又は夜間	1,780	地下1階 5平方メートル	
	全日	3,570		

(5) ギャラリーの使用料

区 分	使用時間	使用料(円)		区 割 等
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
ギャラリー(A)	午前9時から 午後5時まで	2,440(1区割当たり)	3,840(1区割当たり)	12区割 3階 579平方メートル
ギャラリー(B)	午前9時から 午後5時まで	2,440(1区割当たり)	3,840(1区割当たり)	8区割 3階 412平方メートル
備考	準備又は後片付けのために使用する場合の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。			

- 注 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1 回の入場の対価として徴収する 1 人当たりの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもつて入場料とする。
- 2 「午前」とは午前 9 時から正午までを、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時までを、「夜間」とは午後 6 時から午後 10 時までを、「全日」とは午前 9 時から午後 10 時までをいう。
- 3 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日をいう。
- 4 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。
- 5 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1 時間を単位として、使用料の時間割計算による額の 120 パーセントに相当する額とする。この場合において、1 時間に満たない時間は、1 時間とする。
- 6 1 回の使用に係る使用料の合計額に 10 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定（第 8 条に係る場合に限る。）は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定（第 15 条に係る場合に限る。）は、この条例の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日以前における使用に係る料金については、なお従前の例による。

新潟県条例第15号

新潟県立自然科学館条例の一部を改正する条例

新潟県立自然科学館条例（昭和56年新潟県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
(入館料) <b>第6条</b> 自然科学館に観覧のため入館しようとする者は、次の表に掲げる入館料を納めなければならない。			(入館料) <b>第6条</b> 自然科学館に観覧のため入館しようとする者は、次の表に掲げる入館料を納めなければならない。		
区 分	個人	団体(20人以上の場合に限る。)	区 分	個人	団体(20人以上の場合に限る。)
(略)			(略)		
その他(学齢に達しない者を除く。)	570円	1人につき460円	その他(学齢に達しない者を除く。)	550円	1人につき450円
(定期入館料) <b>第7条</b> 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる定期入館料を納めた者は、6か月間に限り、規則で定めるところにより交付する定期入館券を提示して、観覧のため入館することができる。			(定期入館料) <b>第7条</b> 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる定期入館料を納めた者は、6か月間に限り、規則で定めるところにより交付する定期入館券を提示して、観覧のため入館することができる。		
区 分	定期入館料		区 分	定期入館料	
小学校の児童 中学校の生徒 中等教育学校の前期課程の生徒	410円		小学校の児童 中学校の生徒 中等教育学校の前期課程の生徒	400円	
その他(学齢に達しない者を除く。)	2,260円		その他(学齢に達しない者を除く。)	2,200円	
(プラネタリウム観覧料) <b>第9条</b> プラネタリウムを観覧しようとする者は、前3条に規定する入館料のほか、次の表に掲げる観覧料を納めなければならない。			(プラネタリウム観覧料) <b>第9条</b> プラネタリウムを観覧しようとする者は、前3条に規定する入館料のほか、次の表に掲げる観覧料を納めなければならない。		
区 分	観 覧 料		区 分	観 覧 料	
(略)			(略)		
その他(学齢に達しない者を除く。)	210円		その他(学齢に達しない者を除く。)	200円	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

新潟県条例第16号

新潟県立歴史博物館条例の一部を改正する条例

新潟県立歴史博物館条例（平成12年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表第 1（第 3 条関係）</b>				<b>別表第 1（第 3 条関係）</b>			
区 分		観 覧 料		区 分		観 覧 料	
		個人	団体（20人以上の団体に限る。）			個人	団体（20人以上の団体に限る。）
(略)				(略)			
その他（学齢に達しない者並びに小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒を除く。）		510円	(略)	その他（学齢に達しない者並びに小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒を除く。）		500円	(略)
<b>別表第 2（第 8 条関係）</b>				<b>別表第 2（第 8 条関係）</b>			
区 分		使用時間	施設使用料	区 分		使用時間	施設使用料
研修室	全面使用	午前 9 時から 正午まで	3,900円	全面使用	午前 9 時から 正午まで	3,800円	
		午後 1 時から 午後 5 時まで	5,240円		午後 1 時から 午後 5 時まで	5,100円	
		午前 9 時から 午後 5 時まで	9,150円		午前 9 時から 午後 5 時まで	8,900円	
	半面使用	午前 9 時から 正午まで	1,950円	半面使用	午前 9 時から 正午まで	1,900円	
		午後 1 時から 午後 5 時まで	2,620円		午後 1 時から 午後 5 時まで	2,550円	
		午前 9 時から 午後 5 時まで	4,570円		午前 9 時から 午後 5 時まで	4,450円	
講 堂		午前 9 時から 正午まで	11,000円	講 堂		午前 9 時から 正午まで	10,700円
		午後 1 時から 午後 5 時まで	14,700円			午後 1 時から 午後 5 時まで	14,300円
		午前 9 時から 午後 5 時まで	25,700円			午前 9 時から 午後 5 時まで	25,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県条例第17号

新潟県関岬キャンプ場条例の一部を改正する条例

新潟県関岬キャンプ場条例（平成7年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表（第6条、第9条、第16条関係）</b>			<b>別表（第6条、第9条、第16条関係）</b>		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
オートキャンプ サイト	1サイト1夜 につき	9,260円	オートキャンプ サイト	1サイト1夜 につき	9,000円
一般キャンプサ イト	1サイト1夜 につき	4,630円	一般キャンプサ イト	1サイト1夜 につき	4,500円
シャワー	1回につき	310円	シャワー	1回につき	300円
備考（略）			備考（略）		

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

新潟県条例第18号

新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例（平成17年新潟県条例第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(公表)	(公表)
<b>第14条</b> 知事は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項を公表することができる。	<b>第14条</b> 知事は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項を公表することができる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 知事が、 <u>法第18条の19</u> の規定による命令をしたとき <u>基準に適合しない作業が行われている旨</u>	(2) 知事が、 <u>法第18条の18</u> の規定による命令をしたとき <u>基準に適合しない作業が行われている旨</u>
(3)・(4) (略)	(3)・(4) (略)

附 則

この条例は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成25年法律第58号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。



## 新潟県条例第19号

新潟県防災会議条例の一部を改正する条例

新潟県防災会議条例（昭和37年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(委員及び専門委員) <b>第2条</b> 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ16人以内、4人以内、 <u>23人</u> 以内及び10人以内とする。 2～4 (略)	(委員及び専門委員) <b>第2条</b> 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ16人以内、4人以内、 <u>20人</u> 以内及び10人以内とする。 2～4 (略)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第20号

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例（昭和43年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
区分	試験、検査等の種類	使用料等の額		区分	試験、検査等の種類	使用料等の額	
		単位	料金（円）			単位	料金（円）
1 臨床検査	検査及びエックス線診断	(略)	健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）により算定した額の10分の8（実費又は健康保険法の規定による算定方法に基づく使用薬剤の薬価及び特定保険医療材料の材料価格（以下「薬価等」という。）に係る部分については、10分の10）に相当する額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）	1 臨床検査	検査及びエックス線診断	(略)	健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）により算定した額の10分の8（実費又は健康保険法の規定による算定方法に基づく使用薬剤の薬価及び特定保険医療材料の材料価格（以下「薬価等」という。）に係る部分については、10分の10）に相当する額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
(略)				(略)			
4 飲料水の水質試験	(1) 飲用井戸等の水質試験 (2)・(3) (略)	(略)	<u>16,300</u>	4 飲料水の水質試験	(1) 飲用井戸等の水質試験 (2)・(3) (略)	(略)	<u>16,200</u>
		(略)	(略)			(略)	(略)

(略)		
13 文 書料	試験成績 書、検査成績 書、診断書及 び証明書	(略) 1,620

備考 (略)

別表第 2 (第 2 条関係)

適用対象者	検査の種 類	使用料等の額	
		単位	料金
1 防疫関 係検査 (1)~(4) (略)	細菌学 的検査 1 顕微 鏡検査	(略)	健康保険法の規 定による算定方 法により算定し た額の1,000分 の615(実費等に 係る部分につい ては、10分の10) に相当する額に <u>100分の108</u> を乗 じて得た額(そ の額に、5円未 満の端数がある ときはこれを切り 捨て、5円以上 10円未満の端 数があるときは これを10円に切り 上げる。)
	2 (略)	(略)	(略)
2 結核関 係検査 (1)・(2) (略)	(略)	(略)	健康保険法の規 定による算定方 法により算定し た額の100分の 71(実費等に係 る部分につい ては、10分の10) に相当する額に <u>100分の108</u> を乗 じて得た額(そ の額に、5円未 満の端数がある ときはこれを切り 捨て、5円以上 10円未満の端 数があるときは これを10円に切り 上げる。)

(略)		
13 文 書料	試験成績 書、検査成績 書、診断書及 び証明書	(略) 1,580

備考 (略)

別表第 2 (第 2 条関係)

適用対象者	検査の種 類	使用料等の額	
		単位	料金
1 防疫関 係検査 (1)~(4) (略)	細菌学 的検査 1 顕微 鏡検査	(略)	健康保険法の規 定による算定方 法により算定し た額の1,000分 の615(実費等に 係る部分につい ては、10分の10) に相当する額に <u>100分の105</u> を乗 じて得た額(そ の額に、5円未 満の端数がある ときはこれを切り 捨て、5円以上 10円未満の端 数があるときは これを10円に切り 上げる。)
	2 (略)	(略)	(略)
2 結核関 係検査 (1)・(2) (略)	(略)	(略)	健康保険法の規 定による算定方 法により算定し た額の100分の 71(実費等に係 る部分につい ては、10分の10) に相当する額に <u>100分の105</u> を乗 じて得た額(そ の額に、5円未 満の端数がある ときはこれを切り 捨て、5円以上 10円未満の端 数があるときは これを10円に切り 上げる。)

附 則

この条例は、平成26年 4月 1 日から施行する。

---

## 新潟県条例第21号

新潟ユニゾンプラザ条例の一部を改正する条例

新潟ユニゾンプラザ条例（平成8年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表（第8条、第15条関係）

## (1) 多目的ホールの使用料

使 用 時 間		使 用 料 (円)			
		入場料を徴収しない場合	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合		
			入場料が3,000円未満の場合	入場料が3,000円以上5,000円未満の場合	入場料が5,000円以上の場合
平 日	午 前	19,300	21,300	27,100	31,000
	午 後	26,200	29,300	36,700	42,000
	夜 間	28,300	31,500	39,800	45,100
	全 日	66,400	73,900	93,200	106,100
日曜日、土曜日 及び祝日	午 前	29,000	32,000	40,600	46,500
	午 後	38,800	43,000	54,500	61,800
	夜 間	42,000	46,200	58,700	67,100
	全 日	99,700	110,800	139,800	159,200

## (2) 会議室、研修室等の使用料

区 分		使 用 時 間		使 用 料 (円)
大 研 修 室		午 前	18,800	
		午 後	25,000	
		夜 間	21,900	
		全 日	59,100	
大 会 議 室	全 面 使 用	午 前	16,300	
		午 後	21,600	
		夜 間	18,900	
		全 日	51,100	
	分割使用（西側）	午 前	9,150	
		午 後	12,200	
		夜 間	10,700	
		全 日	28,900	
	分割使用（東側）	午 前	10,700	
		午 後	14,300	
		夜 間	12,500	
		全 日	33,800	
中 研 修 室	全 面 使 用	午 前	14,500	
		午 後	19,300	
		夜 間	16,900	
		全 日	45,700	
	分割使用（南側）	午 前	7,920	
		午 後	10,600	
		夜 間	9,260	
		全 日	25,000	
	分割使用（北側）	午 前	8,740	
		午 後	11,600	
		夜 間	10,200	
		全 日	27,500	

小 研 修 室 1	午 午 夜 全	前 後 間 日	5,760 7,610 6,690 18,100
小 研 修 室 2	午 午 夜 全	前 後 間 日	7,100 9,460 8,230 22,300
小 研 修 室 3	午 午 夜 全	前 後 間 日	6,990 9,360 8,230 22,100
小 研 修 室 4	午 午 夜 全	前 後 間 日	5,450 7,300 6,380 17,200
特 別 会 議 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	13,500 18,000 15,700 42,500
介 護 実 習 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	7,920 10,600 9,260 25,000
調 理 実 習 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	5,760 7,410 6,580 17,800
講 師 控 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	3,090 4,010 3,600 9,670
応 接 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	4,110 5,250 4,730 12,700
楽 屋 1	午 午 夜 全	前 後 間 日	2,620 2,620 2,620 7,090
楽 屋 2	午 午 夜 全	前 後 間 日	2,620 2,620 2,620 7,090
和 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	2,880 3,810 3,390 9,050

注 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当たりの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とする。

- 2 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。
- 4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合は、超過時間の使用料は、1時間を単位として、この表に定める額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額とする。
- 5 準備又は練習のために多目的ホールを使用する場合の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の額の70パーセントに相当する額とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定（第8条に係る場合に限り。）は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。
  - 3 改正後の別表の規定（第15条に係る場合に限り。）は、この条例の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。
-

新潟県条例第22号

新潟県薬事法施行条例及び新潟県手数料条例の一部を改正する条例

(新潟県薬事法施行条例の一部改正)

第1条 新潟県薬事法施行条例(平成12年新潟県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第3条</b> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器に係るものを除く。)は、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第24条第2項の規定による許可の更新(法第25条第3号の許可に係るもの及び薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者に係るものに限る。第7号において同じ。)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) 法第40条第1項及び第2項において準用する法第10条第1項の規定による休廃止等の届出の受理</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) 法第70条第1項の規定による命令(医薬品の販売業者(法第31条に規定する配置販売業者を除く。)及び法第39条第1項又は法第39条の3第1項の医療機器の販売業者又は賃貸業者に係るものに限る。)</p> <p>(15)～(21) (略)</p> <p>(22) 政令第44条の規定による許可証の交付(法第25条第2号の許可に係るものを除く。次号から第27号までにおいて同じ。)</p> <p>(23)～(27) (略)</p> <p>(28) 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下「改正政令」とい</p>	<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第3条</b> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器に係るものを除く。)は、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法第24条第2項の規定による許可の更新(法第25条第3号の許可に係るもの並びに薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下「改正法」という。)附則第5条の規定により引き続きその業務を行う既存薬種商及び改正法附則第8条の規定により引き続き薬種商販売業を営む者に係るものに限る。第7号において同じ。)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) 法第40条第1項及び第2項において準用する法第10条の規定による休廃止等の届出の受理</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) 法第70条第1項の規定による命令(政令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品(以下「薬局製造販売医薬品」という。)の製造販売業者及び製造業者、医薬品の販売業者(法第31条に規定する配置販売業者を除く。)並びに法第39条第1項又は法第39条の3第1項の医療機器の販売業者又は賃貸業者に係るものに限る。)</p> <p>(15)～(21) (略)</p> <p>(22) 政令第44条第1項の規定による許可証の交付(法第25条第2号の許可に係るものを除く。次号から第27号までにおいて同じ。)</p> <p>(23)～(27) (略)</p> <p>(28) 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下「改正政令」とい</p>



う。)附則第 3 条の規定によりなおその効力を有することとされる改正政令第 1 条の規定による改正前の政令 (以下「旧令」という。)第45条第 1 項の規定による許可証の書換え交付

(29) 改正政令附則第 3 条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第46条第 1 項の規定による許可証の再交付

(30) 改正政令附則第 3 条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第46条第 3 項の規定による許可証の返納の受理

(31) 改正政令附則第 3 条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第47条の規定による許可証の返納の受理

(32) 改正政令附則第 3 条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第48条の規定による許可台帳の備付け

(33) (略)

(34) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令 (平成26年厚生労働省令第 8 号) 附則第 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定による届出等の受理

(35) (略)

(36) (略)

別表 (第 2 条関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額
(略)	
2 法第 4 条第 4 項に規定する薬局開設の許可の更新を受けようとする者	(略)

う。)附則第 3 条の規定によりなおその効力を有することとされる改正政令第 1 条の規定による改正前の政令 (以下「旧令」という。)第45条第 1 項及び改正政令附則第 4 条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第45条第 1 項の規定による許可証の書換え交付

(29) 改正政令附則第 3 条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第46条第 1 項及び改正政令附則第 4 条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第46条第 1 項の規定による許可証の再交付

(30) 改正政令附則第 3 条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第46条第 3 項及び改正政令附則第 4 条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第46条第 3 項の規定による許可証の返納の受理

(31) 改正政令附則第 3 条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第47条及び改正政令附則第 4 条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第47条の規定による許可証の返納の受理

(32) 改正政令附則第 3 条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第48条及び改正政令附則第 4 条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第48条の規定による許可台帳の備付け

(33) 改正政令附則第 4 条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第44条第 1 項の規定による許可証の交付

(34) 改正政令附則第 5 条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第51条の規定による認定

(35) (略)

(36) 改正省令附則第 4 条第 1 項の規定による届出の受理

(37) 改正省令附則第 4 条第 2 項の規定による届出の受理

(38) 改正省令附則第 4 条第 3 項の規定による変更の届出の受理

(39) (略)

(40) (略)

別表 (第 2 条関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額
(略)	
2 法第 4 条第 2 項に規定する薬局開設の許可の更新を受けようとする者	(略)

(略)		(略)	
4	医薬品、医薬部外品、化粧品 又は医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）（以下「医薬品等」という。）に係る法第12条第1項に規定する製造販売業の許可を受けようとする者 (1)・(2) (略) (3) <u>政令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品（以下「薬局製造販売医薬品」という。）の製造販売に係る許可</u> (4)～(9) (略)	(略)	(略)
(略)		(略)	
19の2	法第36条の8第1項に規定する試験を受けようとする者	(略)	(略)
19の3	法第36条の8第2項に規定する登録を受けようとする者	(略)	(略)
(略)		(略)	
36	改正政令附則第6条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第45条第1項に規定する医薬品の販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	(略)	(略)
37	改正政令附則第6条の規定によりなおその効力を有することとされる旧令第46条第1項に規定する医薬品の販売業の許可証の再交付を受けようとする者	(略)	(略)
(略)		(略)	

(新潟県手数料条例の一部改正)

**第2条** 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1)～(4) (略)					(1)～(4) (略)				
(5) 農林水産部関係					(5) 農林水産部関係				
	対象となる事務	名称	区分	金額		対象となる事務	名称	区分	金額
(略)					(略)				
31	<u>薬事法第36条の8第2項の規定</u>	(略)		(略)	31	<u>薬事法第36条の4第2項の規定</u>	(略)		(略)
2	に基づく動物用医薬品の販売従事登録の申請に				2	に基づく動物用医薬品の販売従事登録の申請に			

	対する審査					対する審査			
	(略)					(略)			
33 の 2	薬事法の一部を 改正する法律の 施行に伴う関係 政令の整備等及 び経過措置に関 する政令（平成 21年政令第2 号） <u>附則第3条</u> 又は第6条の規 定によりなおそ の効力を有する こととされる同 令第1条の規定 による改正前の 薬事法施行令 （以下「旧薬事 令」という。）第 45条第1項の規 定に基づく動物 用医薬品の販売 業の許可証又は 動物用医薬品の 販売若しくは授 与の相手方の変 更の許可証の書 換え交付	(略)		(略)	33 の 2	薬事法の一部を 改正する法律の 施行に伴う関係 政令の整備等及 び経過措置に関 する政令（平成 21年政令第2 号） <u>附則第2条</u> <u>から第4条まで</u> 又は第6条の規 定によりなおそ の効力を有する こととされる同 令第1条の規定 による改正前の 薬事法施行令 （以下「旧薬事 令」という。）第 45条第1項の規 定に基づく動物 用医薬品の販売 業の許可証又は 動物用医薬品の 販売若しくは授 与の相手方の変 更の許可証の書 換え交付	(略)		(略)
	(略)					(略)			
	(6)～(9) (略)					(6)～(9) (略)			

附 則

この条例は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成25年法律第103号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

新潟県条例第23号

新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下本則において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下本則において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																			
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、県内において保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の業務（以下「業務」という。）に従事する職員の充足に資するため、県内の学校若しくは養成所に在学する者で将来県内において看護職員の業務に従事しようとするもの又は県内の大学院の修士課程に在学する者で将来県内において看護職員の業務に従事し、若しくは大学における看護に係る教育（以下「教育」という。）に従事しようとするものに対し、毎年度予算の範囲内で貸与する修学資金について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸与)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 一般貸与は、県内に所在する第1号から第4号までに掲げる学校若しくは養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者であつて学業成績が優秀で、経済的理由により修学に困難があり、かつ、将来県内において業務に従事しようとするもの又は看護に関する専門知識を修得するために県内に所在する大学に置かれた第5号に掲げる県内の大学院の修士課程（以下「大学院修士課程」という。）に在学し、かつ、県内において現に業務に従事している者であつて将来県内において業務若しくは教育に従事しようとするものに対して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の看護に関する修士課程</p> <p>3 (略)</p> <p>(修学資金の額)</p> <p><b>第3条</b> 修学資金の額は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">修学資金の額（月額）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">一般貸与</th> <th style="text-align: center;">特別貸与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護に関する専門知識を修得す</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	修学資金の額（月額）		一般貸与	特別貸与	(略)			看護に関する専門知識を修得す	50,000円	/	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、県内において保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の業務（以下「業務」という。）に従事する職員の充足に資するため、県内の学校又は養成所に在学する者で将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対し、毎年度予算の範囲内で貸与する修学資金について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸与)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 一般貸与は、県内に所在する次の各号に掲げる学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者であつて、学業成績が優秀で、経済的理由により修学に困難があり、かつ、将来県内において業務に従事しようとするものに対して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(修学資金の額)</p> <p><b>第3条</b> 修学資金の額は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">修学資金の額（月額）</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">一般貸与</th> <th style="text-align: center;">特別貸与</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	修学資金の額（月額）		一般貸与	特別貸与	(略)		
区 分		修学資金の額（月額）																		
	一般貸与	特別貸与																		
(略)																				
看護に関する専門知識を修得す	50,000円	/																		
区 分	修学資金の額（月額）																			
	一般貸与	特別貸与																		
(略)																				

るために大学院  
修士課程に在学  
している者

(貸与期間)

**第4条** 修学資金を貸与する期間は、貸与決定の月から卒業又は修了の月までとする。

(返還の債務の当然免除)

**第7条** 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 養成施設に在学し一般貸与を受けた者にあつては養成施設を卒業した日（当該養成施設を卒業後引き続き他種の養成施設において修学した場合は、これを卒業した日。以下この条において同じ。）から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内において業務に従事した場合であつて、他種の養成施設における修学により業務に従事できなかった期間（以下「修学期間」という。）を除き、県内において業務に継続して従事した期間が3年以上、大学院修士課程に在学し一般貸与を受けた者にあつては大学院修士課程を修了後、引き続き修了前から従事する施設において業務に従事し、又は直ちに当該大学において教育に従事した場合であつて、当該業務又は教育に継続して従事した期間が5年以上であるとき。

(2) (略)

(3) 養成施設を卒業した日から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内（特別貸与を受けた者にあつては、特定医療施設等）において業務に従事した場合又は大学院修士課程を修了後、引き続き修了前から従事する施設において業務に従事し、若しくは直ちに当該大学において教育に従事した場合であつて、当該業務又は教育に継続して従事している期間中に業務若しくは教育に係る理由により死亡し、又は当該業務若しくは教育に起因する心身の故障のため業務若しくは教育を継続することができなくなつたとき。

2 (略)

(返還)

**第8条** 修学資金は、修学生に次の各号のいずれかに該当する理由が生じた場合には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（第6条第2項の規定により修学資金が、貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間（第10条又は第11条の規定により返還債務の履行が猶

(貸与期間)

**第4条** 修学資金を貸与する期間は、貸与決定の月から卒業の月までとする。

(返還の債務の当然免除)

**第7条** 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 一般貸与を受けた者にあつては、養成施設を卒業した日（当該養成施設を卒業後引き続き他種の養成施設において修学した場合は、これを卒業した日。以下この条において同じ。）から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内において業務に従事した場合であつて、他種の養成施設における修学により業務に従事できなかった期間（以下「修学期間」という。）を除き、県内において業務に継続して従事した期間が3年以上であるとき。

(2) (略)

(3) 養成施設を卒業した日から1年6月以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内（特別貸与を受けた者にあつては、特定医療施設等）において業務に従事した場合であつて、当該業務に継続して従事している期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

2 (略)

(返還)

**第8条** 修学資金は、修学生に次の各号のいずれかに該当する理由が生じた場合には、その理由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（第6条第2項の規定により修学資金が、貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間（第10条又は第11条の規定により返還債務の履行が猶

予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、月賦で又は一時に返還しなければならない。

(1)～(3) (略)

(3)の2 大学院修士課程を修了後、引き続き修了前から従事する施設において業務に従事せず、又は直ちに当該大学において教育に従事しなかつたとき。

(4) 返還の債務の当然免除を受ける前に業務外の理由により死亡し、又は県内において業務に従事しなくなつたとき (大学院修士課程に係る修学資金を受けた者にあつては、大学院修士課程を修了後、修了前から従事する施設における業務又は当該大学において従事する教育外の理由により死亡し、又は当該業務若しくは教育に従事しなくなつたとき。)。

(返還の債務の裁量免除)

**第9条** 知事は、修学生が次の各号の一に該当するに至つたときは、貸与した修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上県内において業務に従事したとき (大学院修士課程に係る修学資金を受けた者にあつては、大学院修士課程を修了後、修了前に従事していた施設において業務に従事し、又は当該大学において教育に従事したとき。)。

(2) (略)

(返還の当然猶予)

**第10条** 知事は、修学生が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する期間中において、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸与を停止された後も引き続き当該養成施設 又は大学院修士課程に在学しているとき。

(2) (略)

(返還の裁量猶予)

**第11条** 知事は、修学生が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する期間中において、履行期の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第7条第1項第1号又は第2号に規定する場合を除くほか、県内において業務に従事しているとき (大学院修士課程に係る修学資金を受けた者にあつては、大学院修士課程を修了後、修了前に従事していた施設において業務に従事し、又は当該大学において教育に従事していると

予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、月賦で又は一時に返還しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 返還の債務の当然免除を受ける前に業務外の理由により死亡し、又は県内において業務に従事しなくなつたとき。

(返還の債務の裁量免除)

**第9条** 知事は、修学生が次の各号の一に該当するに至つたときは、貸与した修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上県内において業務に従事したとき。

(2) (略)

(返還の当然猶予)

**第10条** 知事は、修学生が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する期間中において、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸与を停止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。

(2) (略)

(返還の裁量猶予)

**第11条** 知事は、修学生が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する期間中において、履行期の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第7条第1項第1号又は第2号に規定する場合を除くほか、県内において業務に従事しているとき。

き。) (2) (略)	(2) (略)
----------------	---------

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。  
(新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部改正)
- 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例（平成22年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(貸与) 第 2 条 (略) 2 臨時一般貸与は、新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号。以下「基本貸与条例」という。）第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者であって、学業成績が優秀で、経済的理由により修学に困難があり、かつ、将来県内において業務に従事しようとするものに対して行うものとする。 3 (略)	(貸与) 第 2 条 (略) 2 臨時一般貸与は、新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号。以下「基本貸与条例」という。）第 2 条第 2 項各号に掲げる学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学している者であって、学業成績が優秀で、経済的理由により修学に困難があり、かつ、将来県内において業務に従事しようとするものに対して行うものとする。 3 (略)

新潟県条例第24号

新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県介護保険法関係手数料条例（平成10年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
(略)			(略)		
2 法第69条の 2 第 1 項の規定により介護支援専門員実務研修を受けようとする者	介護支援専門員実務研修手数料	1 件につき <u>13,100円</u>	2 法第69条の 2 第 1 項の規定により介護支援専門員実務研修を受けようとする者	介護支援専門員実務研修手数料	1 件につき <u>13,000円</u>
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第25号

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例(平成13年新潟県条例第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前				
<b>別表第1 (第6条、第9条、第16条関係)</b>				<b>別表第1 (第6条、第9条、第16条関係)</b>				
区分		単位	使用料	区分		単位	使用料	
会議室		(略)	310円	会議室		(略)	100円	
大研修室			1,240円	大研修室			400円	
小研修室			620円	小研修室			200円	
栄養実習室			1,240円	栄養実習室			400円	
フィットネスホール	一般	(略)	260円	フィットネスホール	一般	(略)	250円	
	生徒等		(略)		1月券による使用	生徒等		(略)
	一般	(略)	2,060円			一般	(略)	2,000円
	生徒等		820円		生徒等		800円	
温水プール		(略)	460円	温水プール		(略)	450円	
備考 (略)				備考 (略)				
<b>別表第2 (第8条、第9条、第16条関係)</b>				<b>別表第2 (第8条、第9条、第16条関係)</b>				
名称	内容	単位	使用料	名称	内容	単位	使用料	
体力測定	総合コース	(略)	(略)	一般	(略)	(略)	5,140円	
							生徒等	2,570円
	ハイパワーコース	(略)	(略)	一般	(略)	(略)	(略)	2,980円
								生徒等
	ミドルパワーAコース	(略)	(略)	一般	(略)	(略)	(略)	3,290円
								生徒等
ミドルパワーBコース	(略)	(略)	一般	(略)	(略)	(略)	3,910円	
							生徒等	1,950円
ローパワーコース	(略)	(略)	一般	(略)	(略)	(略)	3,600円	
							生徒等	1,800円
動作分析	(略)	(略)	一般	(略)	(略)	(略)	5,140円	
							生徒等	2,570円
生活習慣しつかり改善コース	(略)	(略)					23,660円	
備考 (略)				備考 (略)				
<b>別表第4 (第9条、第16条関係)</b>				<b>別表第4 (第9条、第16条関係)</b>				
区分	単位	手数	料	区分	単位	手数	料	
文書	(略)		1,620円	(略)			1,580円	
			3,780円				3,680円	
			5,400円				5,250円	



もの 備考 (略)	もの 備考 (略)
--------------	--------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後における使用又は利用に係る使用料について適用し、同日前における使用又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第26号

新潟県立環境と人間のふれあい館条例の一部を改正する条例

新潟県立環境と人間のふれあい館条例（平成13年新潟県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
区 分	使 用 時 間	施設使用料	区 分	使 用 時 間	施設使用料
研修室	午前9時から正午まで	3,500円	研修室	午前9時から正午まで	3,400円
	(略)			(略)	
	午前9時から午後5時まで	8,200円		午前9時から午後5時まで	8,000円
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第27号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

**第1条** 新潟県障害者リハビリテーションセンター条例(昭和39年新潟県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(設置等) <b>第1条</b> (略) 2 センターは、身体障害者を入所させ、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、 <u>同条第10項</u> に規定する施設入所支援、 <u>同条第12項</u> に規定する自立訓練及び <u>同条第13項</u> に規定する就労移行支援に限る。以下「障害福祉サービス」という。)を行うとともに、診療を行う。	(設置等) <b>第1条</b> (略) 2 センターは、身体障害者を入所させ、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、 <u>同条第11項</u> に規定する施設入所支援、 <u>同条第13項</u> に規定する自立訓練及び <u>同条第14項</u> に規定する就労移行支援に限る。以下「障害福祉サービス」という。)を行うとともに、診療を行う。

(新潟県あけぼの園条例の一部改正)

**第2条** 新潟県あけぼの園条例(昭和39年新潟県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(設置等) <b>第1条</b> (略) 2 あけぼの園は、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所及び <u>同条第10項</u> に規定する施設入所支援に限る。以下「障害福祉サービス」という。)を行う。	(設置等) <b>第1条</b> (略) 2 あけぼの園は、法第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所及び <u>同条第11項</u> に規定する施設入所支援に限る。以下「障害福祉サービス」という。)を行う。

(新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

**第3条** 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年新潟県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(介護補償) <b>第10条の2</b> 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) (略) (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第11項</u> に規定する障害者支援施設(次号に	(介護補償) <b>第10条の2</b> 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) (略) (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第12項</u> に規定する障害者支援施設(次号に

おいて「障害者支援施設」という。)に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) (略)	おいて「障害者支援施設」という。)に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) (略)
---	---

(新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部改正)

**第4条** 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例（昭和43年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表第2（第2条関係）</b>				<b>別表第2（第2条関係）</b>			
適 用 対 象 者	検 査 の 種 類	使 用 料 等 の 額		適 用 対 象 者	検 査 の 種 類	使 用 料 等 の 額	
		単 位	料 金			単 位	料 金
1 防疫関係検査 (1)・(2) (略) (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第11項</u> に規定する障害者支援施設の収容者、入居者及び職員 (4) (略)	(略)				1 防疫関係検査 (1)・(2) (略) (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第12項</u> に規定する障害者支援施設の収容者、入居者及び職員 (4) (略)	(略)	
(略)				(略)			

(コロニーにいがた白岩の里条例の一部改正)

**第5条** コロニーにいがた白岩の里条例（昭和46年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(設置等)  <b>第1条</b> (略)                  2 コロニーは、知的障害のある児童を入所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与え、及び18歳以上の知的障害者を入所させ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、<u>同条第10項</u>に規定する施設入所支援及び<u>同条第12項</u>に規定する自立訓練に限る。以下「障害福祉サービス」という。)を行い、並びに診療を行う。</p>	<p>(設置等)  <b>第1条</b> (略)                  2 コロニーは、知的障害のある児童を入所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与え、及び18歳以上の知的障害者を入所させ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、<u>同条第11項</u>に規定する施設入所支援及び<u>同条第13項</u>に規定する自立訓練に限る。以下「障害福祉サービス」という。)を行い、並びに診療を行う。</p>
--	--

(新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

**第6条** 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(利益供与等の禁止)  <b>第47条</b> 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第<u>16項</u>に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。                  2 (略)</p>	<p>(利益供与等の禁止)  <b>第47条</b> 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第<u>17項</u>に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。                  2 (略)</p>

(新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

**第7条** 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中章、節、条、項及び号の表示に下線が引かれた章、節、条、項及び号(以下この条において「移動章等」という。)に対応する同表の改正後の欄中章、節、条、項及び号の表示に下線が引かれた章、節、条、項及び号(以下この条において「移動後章等」という。)が存在する場合には当該移動章等を当該移動後章等とし、移動章等に対応する移動後章等が存在しない場合には当該移動章等(以下この条において「削除章等」という。)を削り、移動後章等に対応する移動章等が存在しない場合には当該移動後章等(以下この条において「追加章等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(章、項及び号の表示並びに削除章等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(章、節、条、項及び号の表示並びに追加章等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次                  第1章～第6章 (略)  <u>第7章 削除</u></p>	<p>目次                  第1章～第6章 (略)  <u>第7章 共同生活介護</u>  <u>第1節 基本方針(第125条)</u>  <u>第2節 人員に関する基準(第126条・第127条)</u>  <u>第3節 設備に関する基準(第128条)</u></p>

第 8 章～第12章 (略)  
 第13章 共同生活援助  
 第 1 節～第 3 節 (略)  
 第 4 節 運営に関する基準 (第199条の 2 - 第 202条)  
 第 5 節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準  
 第 1 款 この節の趣旨及び基本方針 (第202条の 2 ・ 第202条の 3 )  
 第 2 款 人員に関する基準 (第202条の 4 ・ 第202条の 5 )  
 第 3 款 設備に関する基準 (第202条の 6 )  
 第 4 款 運営に関する基準 (第202条の 7 - 第202条の12)  
 第14章 (略)  
 第15章 削除  
 第16章・第17章 (略)  
 附則

第 5 条 (略)  
 2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第 6 条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章、第202条の 2 及び第202条の10第 2 項において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下この節及び第 4 節において同じ。)の員数及びその算定の方法は、規則で定める。

2 (略)

(準用)

第102条 第53条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

(定員の遵守)

第 4 節 運営に関する基準(第129条-第142条)  
 第 8 章～第12章 (略)  
 第13章 共同生活援助  
 第 1 節～第 3 節 (略)  
 第 4 節 運営に関する基準(第200条-第202条)  
 第14章 (略)  
 第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第205条・第206条)  
 第16章・第17章 (略)  
 附則

第 5 条 (略)  
 2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

第 6 条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。以下この節及び第 4 節において同じ。)の員数及びその算定の方法は、規則で定める。

2 (略)

(準用)

第102条 第 7 条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

(定員の遵守)

第110条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業所（第202条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を含む。）にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(3) (略)

(従業者の員数)

第115条 指定重度障害者等包括支援の事業者を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。第118条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2～4 (略)

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第120条 (略)

2 (略)

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

第7章 削除

第125条から第142条まで 削除

第110条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) (略)

(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居（法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(3) (略)

(従業者の員数)

第115条 指定重度障害者等包括支援の事業者を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第118条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2～4 (略)

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第120条 (略)

2 (略)

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

第7章 共同生活介護

第1節 基本方針

第125条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、

利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第126条** 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとし、その員数及び当該員数の算定の方法は、規則で定める。

- (1) 世話人
- (2) 生活支援員
- (3) サービス管理責任者

2 前項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

**第127条** 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

## 第3節 設備に関する基準

(設備)

**第128条** 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活介護事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

い。

- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 5 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 6 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、規則で定める。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (入退居)

- 第129条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。
- 2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

##### (入退居の記録の記載等)

- 第130条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。
- 2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

##### (利用者負担額等の受領)

- 第131条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障



害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定共同生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- 4 指定共同生活介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

**第132条** 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(指定共同生活介護の取扱方針)

**第133条** 指定共同生活介護事業者は、第142条において準用する第61条に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに

その置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

**第134条** サービス管理責任者は、第142条において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

**第135条** 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活介護

事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

**第136条** 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

**第137条** 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 秘密保持等に関する事項
- (11) 苦情解決に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

**第138条** 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことがで

きる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

**第139条** 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第140条** 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

**第141条** 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

**第142条** 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条及び第95条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第137条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第131条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第131条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第141条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第158条 (略)

第158条 (略)

(利用者負担額に係る管理)

**第158条の2** 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(準用)

**第160条** 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第89条から第95条まで、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第160条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と読み替えるもの

(準用)

**第160条** 第10条から第19条まで、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第89条から第95条まで、第132条、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」と

とする。

(準用)

**第173条** 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第87条から第95条まで、第147条、第148条及び第158条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第173条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第158条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る」とあるのは「規則で定める者に限る」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く」とあるのは「規則で定める者を除く」と読み替えるものとする。

**第196条** 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活

あるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第160条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第132条第1項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く」とあるのは「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る」と、同条第2項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る」とあるのは「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く」と読み替えるものとする。

(準用)

**第173条** 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第87条から第95条まで、第132条、第147条及び第148条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)」の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第173条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第132条第1項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く」とあるのは「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る」と、同条第2項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る」とあるのは「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く」と読み替えるものとする。

**第196条** 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活

又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

**第197条** 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとし、その員数及び当該員数の算定の方法は、規則で定める。

(1) (略)

(2) 生活支援員

(3) (略)

2 (略)

(管理者)

**第198条** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

(設備)

**第199条** 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(従業者の員数)

**第197条** 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は、次のとおりとし、その員数及び当該員数の算定の方法は、規則で定める。

(1) (略)

(2) (略)

2 (略)

(準用)

**第198条** 第127条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

(準用)

**第199条** 第128条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、規則で定める。
- 9 サテライト型住居の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

(入退居)

- 第199条の2** 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。
- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

- 第199条の3** 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。
- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第4節 運営に関する基準



**第199条の4** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

**第199条の5** 指定共同生活援助事業者は、第202条において読み替えて準用する第61条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

**第199条の6** サービス管理責任者は、第202条にお

いて準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

**第200条** 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

**2** 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

**3** 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

**第200条の2** 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

**2** 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

**3** 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

**第200条の3** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(家事等)

**第200条** 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

**2** 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 秘密保持等に関する事項
- (11) 苦情解決に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

**第201条** (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 (略)

(支援体制の確保)

**第201条の2** 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第201条の3** 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

**第201条の4** 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力

(勤務体制の確保等)

**第201条** (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 (略)

歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

**第202条** 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条及び第158条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第200条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第199条の4第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。

#### **第5節** 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

##### **第1款** この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

**第202条の2** 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(第202条の12において読み替えて準用する第61条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。))の作成、相談その他の日常生活上の援助(第202条の4第1項において「基本サービス」という。))及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。))により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。))をいう。以下同じ。))の

(準用)

**第202条** 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第129条から第134条まで、第136条、第137条及び第139条から第141条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第202条において準用する第137条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条において準用する第131条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第202条において準用する第131条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条において準用する第141条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第133条第1項及び第134条中「第142条」とあるのは「第202条」と、第134条第3号及び第136条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。

事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

**第202条の3** 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第202条の4** 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者は、次のとおりとし、その員数及び当該員数の算定の方法は、規則で定める。

(1) 世話人

(2) サービス管理責任者

2 前項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

**第202条の5** 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

### 第3款 設備に関する基準

(準用)

**第202条の6** 第199条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

### 第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

**第202条の7** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったと

きは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第202条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

**第202条の8** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあつては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

**第202条の9** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 秘密保持等に関する事項

- (12) 苦情解決に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

**第202条の10** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

**第202条の11** 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

**第202条の12** 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第56条、第61条、第63条、第69

条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第199条の2から第200条の2まで及び第201条の2から第201条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条の12において準用する第199条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第202条の12において準用する第199条の4第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条の12において準用する第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第200条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

## 第15章 削除

### 第205条・第206条 削除

## 第15章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

**第205条** 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活介護の事業等」という。)を一体的に行う指定共同生活介護事業所(以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。)及び指定共同生活援助事業所(以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき世話人及びサービス管理責任者に関する基準については、第126条第1項及び第197条第1項の規定にかかわらず、規則で定める特例によることができる。

(設備及び定員の遵守に関する特例)

**第206条** 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第128条(第199条において準用する場合



## 附 則

## 1 (略)

(地域移行型ホームの特例)

- 2 平成24年 3 月31日までに入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活援助 (外部サービス利用型指定共同生活援助を含む。以下同じ。)の事業 (地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (平成26年新潟県条例第27号) 第7条の規定による改正前の第125条に規定する指定共同生活介護の事業であって、当該事業を行う事業所が同条例附則第2項の規定により指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなされる場合における当該指定共同生活援助の事業を含む。以下同じ。)を行うことができる者として知事が認めた者で、この条例の施行の日の前日において現に指定共同生活援助の事業を行っているものについては、第199条第1項 (第202条の6)において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該指定共同生活援助の事業を行う事業所において指定共同生活援助の事業を行う場合に限り、この条例の施行の日以降においても指定共同生活援助の事業を行うことができる。

- 3 前項の規定により指定共同生活援助の事業を行う事業所 (以下「地域移行型ホーム」という。)における指定共同生活援助の事業について第199条第2項から第9項まで (第202条の6)において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第199条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

(地域移行型ホームにおける指定共同生活援助の提供期間)

- 4 地域移行型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者 (以下「地域移行型ホーム事業者」という。)は、利用者に対し、原則として、2年を超えて、指定共同生活援助を提供してはならない。

(地域移行型ホームにおける指定共同生活援助の取扱方針)

- 5 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活援助事業所 (外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を含む。以下「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

を含む。)及び第140条 (第202条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

## 附 則

## 1 (略)

(地域移行型ホームの特例)

- 2 平成24年 3 月31日までに入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる者として知事が認めた者で、この条例の施行の日の前日において現に指定共同生活介護の事業等を行っているものについては、第128条第1項 (第199条)において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該共同生活介護の事業等を行う事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合に限り、この条例の施行の日以降においても指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

- 3 前項の規定により指定共同生活介護の事業等を行う事業所 (以下「地域移行型ホーム」という。)における指定共同生活介護の事業等について第128条第2項から第7項まで (第199条)において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第128条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

(地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の提供期間)

- 4 地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者 (以下「地域移行型ホーム事業者」という。)は、利用者に対し、原則として、2年を超えて、指定共同生活介護等を提供してはならない。

(地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の取扱方針)

- 5 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所 (以下「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

(地域移行型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

6 地域移行型ホームにおける指定共同生活援助の事業について第202条又は第202条の12において準用する第61条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第4項に定める期間内に附則第5項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(地域移行型ホームに係る協議の場の設置)

7 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(以下「地域移行推進協議会」という。)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(平成18年10月1日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

8 指定共同生活援助事業者(外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を含む。以下同じ。)(平成18年10月1日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第199条第1項(第202条の6において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。

(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における従業者の員数に関する特例)

9 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めたものにおいて、指定共同生活援助の事業(外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を除く。次項において同じ。)を行う場合に限り、平成27年3月31日までの間、当該事業所(以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」という。)には、第197条第1項第2号に掲げる生活支援員及び同項第3号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における運営に関する特例)

10 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、第202条において準用する第61条及び第200条第3項の規定は、適用しない。

11 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業

(地域移行型ホームにおける共同生活介護計画の作成等)

6 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等について第142条又は第202条において準用する第61条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第4項に定める期間内に附則第5項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(地域移行型ホームに係る協議の場の設置)

7 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活介護等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(以下「地域移行推進協議会」という。)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(平成18年10月1日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

8 指定共同生活援助事業者(平成18年10月1日前から入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第128条第1項(第199条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業者の員数に関する特例)

9 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めたものにおいて、指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、平成27年3月31日までの間、当該事業所(以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」という。)には、第126条第1項第2号に掲げる生活支援員及び同項第3号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における運営に関する特例)

10 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における指定共同生活介護の事業については、第142条において準用する第61条及び第135条第3項の規定は、適用しない。

11 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業

所の管理者は、第202条において準用する第69条に掲げる業務のほか、第199条の6各号に掲げる業務を行うものとする。

- (平成18年10月1日前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)
- 12 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日前から存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第199条第7項及び第8項（これらの規定を第202条の6において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。
- （指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）
- 13 第200条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。次項において同じ。）の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基

所の管理者は、第142条において準用する第69条に掲げる業務のほか、第134条各号に掲げる業務を行うものとする。

- （経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例）
- 12 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所（以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。）については、平成27年3月31日までの間、第197条第1項第2号のサービス管理責任者を置かないことができる。
- 13 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、第202条において準用する第61条の規定は、適用しない。
- 14 経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所の管理者は、第202条において準用する第69条に掲げる業務のほか、第202条において準用する第134条各号に掲げる業務を行うものとする。
- （準用）
- 15 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所のうち指定共同生活介護の事業等を一体的に行うもの及び経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所における指定共同生活介護の事業等については、第15章の規定を準用する。
- (平成18年10月1日前から指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)
- 16 指定共同生活援助事業者は、平成18年10月1日前から存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第128条第6項及び第7項（これらの規定を第199条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。
- （指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）
- 17 第135条第3項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）第2条第4号に規定する

準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

- 14 第200条第3項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) (略)

(平成18年10月1日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

- 15 平成18年10月1日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム(以下「知的障害者福祉ホーム」という。)又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活援助の事業について、第199条(第202条の6において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、当分の間、第199条第7項中「2人以上10

区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

- 18 第135条第3項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、平成27年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1)・(2) (略)

(平成18年10月1日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

- 19 平成18年10月1日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム(以下「知的障害者福祉ホーム」という。)又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活介護の事業等について、第128条(第199条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、当分の間、第128条第6項中「2人以上10人

<p>人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とする。</p> <p>16 (略)</p> <p>17 (略)</p> <p>18 (略)</p> <p>(運営規程に関する経過措置)</p> <p>19 この条例の施行の日前に基準省令第31条(基準省令第43条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、第67条、第89条(基準省令第162条、第171条、第184条、第197条、第202条及び第223条第1項において準用する場合を含む。)、第123条、第135条、第149条(基準省令第213条において準用する場合を含む。)<u>及び第204条又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)附則第7条の規定によりこの条例が施行されるまでの間において同法第19条の規定による改正後の法第30条第1項第2号イ及び法第43条第2項に規定する条例で定める基準とみなされることとされた基準省令第31条(基準省令第43条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、第67条、第89条(基準省令第162条、第171条、第184条、第197条、第202条及び第223条第1項において準用する場合を含む。)、第123条、第135条、第149条(基準省令第213条において準用する場合を含む。)<u>及び第204条の規定に基づき定められた運営規程は、当分の間、第32条(第45条第1項及び第2項並びに第50条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、第70条、第92条(第150条、第160条、第173条、第186条、第191条及び第211条第1項において準用する場合を含む。)、第109条、第123条、第193条、<u>第200条の3及び第202条の9の規定に基づき定められた運営規程とみなす。</u></u></u></p> <p>20 (略)</p>	<p>以下」とあるのは「2人以上30人以下」とする。</p> <p>20 (略)</p> <p>21 (略)</p> <p>22 (略)</p> <p>(運営規程に関する経過措置)</p> <p>23 この条例の施行の日前に基準省令第31条(基準省令第43条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、第67条、第89条(基準省令第162条、第171条、第184条、第197条、第202条及び第223条第1項において準用する場合を含む。)、第123条、第135条、第149条(基準省令第213条において準用する場合を含む。)<u>及び第204条又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)附則第7条の規定によりこの条例が施行されるまでの間において同法第19条の規定による改正後の法第30条第1項第2号イ及び法第43条第2項に規定する条例で定める基準とみなされることとされた基準省令第31条(基準省令第43条第1項及び第2項並びに第48条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、第67条、第89条(基準省令第162条、第171条、第184条、第197条、第202条及び第223条第1項において準用する場合を含む。)、第123条、第135条、第149条(基準省令第213条において準用する場合を含む。)<u>及び第204条の規定に基づき定められた運営規程は、当分の間、第32条(第45条第1項及び第2項並びに第50条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)、第70条、第92条(第150条、第160条、第173条、第186条、第191条及び第211条第1項において準用する場合を含む。)、第109条、第123条、<u>第137条(第202条において準用する場合を含む。)</u>及び第193条の規定に基づき定められた運営規程とみなす。</u></u></p> <p>24 (略)</p>
--	--

(新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

**第8条** 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(利益供与等の禁止)</p> <p><b>第50条</b> 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与し</p>	<p>(利益供与等の禁止)</p> <p><b>第50条</b> 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与し</p>

てはならない。 2 (略)	てはならない。 2 (略)
------------------	------------------

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第7条の規定による改正前の新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「旧指定障害福祉サービス基準条例」という。)第125条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス基準条例第205条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第7条の規定による改正後の新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)第196条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準条例第196条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所は、新指定障害福祉サービス基準条例第202条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所(次項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。
- 4 前項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準条例第202条の10第4項の規定を適用する場合には、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

**新潟県条例第28号**

新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

新潟県障害者リハビリテーションセンター条例(昭和39年新潟県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料) <b>第4条</b> センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。 (1) 傷病名診断書、 <u>通院証明書</u> 等その内容が簡単なもの(第3号に掲げるものを除く。) 1通につき <u>1,620円</u> (2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの(次号に掲げるものを除く。) 1通につき <u>3,780円</u> (3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき <u>5,400円</u> 2 (略)	(手数料) <b>第4条</b> センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。 (1) 傷病名診断書、 <u>入通院証明書</u> 等その内容が簡単なもの(第3号に掲げるものを除く。) 1通につき <u>1,580円</u> (2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの(次号に掲げるものを除く。) 1通につき <u>3,680円</u> (3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき <u>5,250円</u> 2 (略)

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 新潟県条例第29号

新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

新潟県児童福祉施設条例（昭和39年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
<b>第4条</b> センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。	<b>第4条</b> センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。
(1) 傷病名診断書、入通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>1,620円</u>	(1) 傷病名診断書、入通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>1,580円</u>
(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>3,780円</u>	(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>3,680円</u>
(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき <u>5,400円</u>	(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき <u>5,250円</u>
2 (略)	2 (略)

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 新潟県条例第30号

コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例

コロニーにいがた白岩の里条例（昭和46年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
<b>第4条</b> コロニーにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。	<b>第4条</b> コロニーにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。
(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>1,620円</u>	(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>1,580円</u>
(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>3,780円</u>	(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>3,680円</u>
(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき <u>5,400円</u>	(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき <u>5,250円</u>
2 (略)	2 (略)

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

新潟県条例第31号

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>第8条及び第9条</u> 削除</p>	<p style="text-align: center;">(医療保護入院者の保護者の変更の届出)</p> <p><u>第8条</u> 医療保護入院者（法第33条の2に規定する医療保護入院者をいう。以下同じ。）の保護者に変更があったときは、新たに保護者となった者は、規則で定めるところにより当該医療保護入院者が入院する精神科病院の管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 精神科病院の管理者は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(医療保護入院者等の氏名及び住所の変更の届出)</p> <p><u>第9条</u> 医療保護入院者の保護者は、本人又は当該医療保護入院者の氏名又は住所に変更があったときは、規則で定めるところにより当該医療保護入院者が入院する精神科病院の管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 精神科病院の管理者は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



## 新潟県条例第32号

新潟県いじめ等に関する調査委員会条例

(設置)

**第1条** いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づく附属機関として、新潟県いじめ等に関する調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(担任する事務)

**第3条** 調査委員会は、次に掲げる調査を行う。

(1) 法第30条第2項及び第31条第2項の調査

(2) 前号に掲げるもののほか、新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例(平成26年新潟県条例第61号)第3条第3号の調査及び学校法人が設置する学校において行われた当該調査に準ずる調査の結果について、調査を行う必要があると認められる場合の調査

(委員)

**第4条** 調査委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 知事は、必要があると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(委員の服務)

**第5条** 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

**第6条** 調査委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 調査委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査委員会は、調査を行うために必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴くこと、又は会議の議事に関係のある者に対して文書その他の記録媒体の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

**第8条** 調査委員会の会議は、これを公開しない。ただし、新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57号)

第7条各号に掲げる情報が公になるおそれがない場合において、出席した委員の過半数で議決したときは、会議の全部又は一部を公開することができる。

(調査委員)

**第9条** 調査委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、調査委員を置くことができる。

2 調査委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 調査委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 第5条の規定は、調査委員について準用する。

(部会)

**第10条** 調査委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び調査委員は、会長が指名する。

3 部会に、当該部会に属する委員の互選により、部会長を置く。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

6 調査委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって調査委員会の決議とすることができる。

7 第7条及び第8条の規定は、部会について準用する。この場合において、第7条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項並びに第8条中「委員」とあるのは「委員及び調査委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

**第11条** 調査委員会の庶務は、総務管理部及び福祉保健部において行う。

(委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が調査委員会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

新潟県条例第33号

新潟県児童福祉法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県児童福祉法関係手数料条例（平成19年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前															
<p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、<u>児童福祉法施行令</u>（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）及び<u>児童福祉法施行規則</u>（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）の規定に基づく事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定試験機関が行う試験事務に係る手数料の納入等)</p> <p><b>第 3 条</b> 法第18条の9第1項の規定により知事が試験事務の全部を行わせることとした者（以下「指定試験機関」という。）が行う試験を受けようとする者又は<u>試験の全部の免除を受けようとする者は、別表 1 の項に規定する保育士試験手数料又は別表 5 の項に規定する保育士試験全部免除申請手数料</u>を当該指定試験機関に納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定試験機関に納められた保育士試験手数料及び<u>保育士試験全部免除申請手数料</u>は、当該指定試験機関の収入とする。</p> <p>(手数料の納入方法)</p> <p><b>第 5 条</b> 手数料は、<u>別表 1 の項及び 5 の項</u>に掲げるものにあつては条例で定める証紙により、その他のものにあつては知事の発行する納入通知書により納めなければならない。ただし、第3条第1項の規定により指定試験機関に納めるもの及び知事が認めるものにあつては、この限りでない。</p> <p><b>別表（第2条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">5 省令第6条の11の2第1項の規定により保育士試験の全部の免除を受けようとする者</td> <td style="border: 2px solid black;">保育士試験全部免除申請手数料</td> <td style="border: 2px solid black;">1 件につき 2,400円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	(略)			5 省令第6条の11の2第1項の規定により保育士試験の全部の免除を受けようとする者	保育士試験全部免除申請手数料	1 件につき 2,400円	<p>(趣旨)</p> <p><b>第 1 条</b> この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び<u>児童福祉法施行令</u>（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）の規定に基づく事務に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定試験機関が行う試験事務に係る手数料の納入等)</p> <p><b>第 3 条</b> 法第18条の9第1項の規定により知事が試験事務の全部を行わせることとした者（以下「指定試験機関」という。）が行う試験を受けようとする者は、別表 1 の項に規定する保育士試験手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指定試験機関に納められた保育士試験手数料は、当該指定試験機関の収入とする。</p> <p>(手数料の納入方法)</p> <p><b>第 5 条</b> 手数料は、<u>別表 1 の項</u>に掲げるものにあつては条例で定める証紙により、その他のものにあつては知事の発行する納入通知書により納めなければならない。ただし、第3条第1項の規定により指定試験機関に納めるもの及び知事が認めるものにあつては、この限りでない。</p> <p><b>別表（第2条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">手数料を納めなければならない者</th> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	(略)		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額														
(略)																
5 省令第6条の11の2第1項の規定により保育士試験の全部の免除を受けようとする者	保育士試験全部免除申請手数料	1 件につき 2,400円														
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額														
(略)																

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

## 新潟県条例第34号

新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 乳児<u>4人</u>以上を入所させる保育所に係る第48条第3項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</p> <p>10～18 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 乳児<u>6人</u>以上を入所させる保育所に係る第48条第3項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</p> <p>10～18 (略)</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第35号

新潟県起業化支援・交流拠点施設条例の一部を改正する条例

新潟県起業化支援・交流拠点施設条例（平成15年新潟県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第6条、第8条、第17条関係）			別表（第6条、第8条、第17条関係）		
(1) 創業準備オフィス			(1) 創業準備オフィス		
区分	単位	使用料(円)	区分	単位	使用料(円)
ブース	1室につき 1月	4,800	ブース	1室につき 1月	4,500
2名対応オフィス 1	1月	26,100	2名対応オフィス 1	1月	24,500
2名対応オフィス 2		26,900	2名対応オフィス 2		25,200
2名対応オフィス 3		27,600	2名対応オフィス 3		26,000
2名対応オフィス 4		28,900	2名対応オフィス 4		27,100
4名対応オフィス		53,000	4名対応オフィス		49,700
備考（略）			備考（略）		
(2) プレゼンテーションルーム、商談室、会議室及び研修室			(2) プレゼンテーションルーム、商談室、会議室及び研修室		
区分	使用時間	使用料(円)	区分	使用時間	使用料(円)
プレゼンテーション ルーム	午前	5,700	プレゼンテーション ルーム	午前	5,500
	午後	7,600		午後	7,400
	夜間	7,600		夜間	7,400
	全日	18,800		全日	18,300
商談室	午前	5,600	商談室	午前	5,400
	午後	7,400		午後	7,200
	夜間	7,400		夜間	7,200
	全日	18,300		全日	17,800
会議室	午前	4,700	会議室	午前	4,600
	午後	6,300		午後	6,100
	夜間	6,300		夜間	6,100
	全日	15,500		全日	15,100
研修室	午前	6,200	研修室	午前	6,000
	午後	8,100		午後	7,900
	夜間	8,100		夜間	7,900
	全日	20,200		全日	19,600
備考（略）			備考（略）		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第36号

新潟県計量法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県計量法関係手数料条例（平成17年新潟県条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
手数料を納めなければならない者	名称	区分	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名称	区分	手数料の額
1 法第16条第1項第2号イの規定に基づく検定を受けようとする者	検定	(略)		1 法第16条第1項第2号イの規定に基づく検定を受けようとする者	検定	(略)	
	手数料	(2) 質量計		16条第1項第2号イの規定に基づく検定を受けようとする者	手数料	(2) 質量計	
		ア 非自動はかり（最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものを除く。）				ア 非自動はかり（最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものを除く。）	
		(7) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの				(7) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	
		a (略)	(略)			a (略)	(略)
		b (略)	(略)			b (略)	(略)
	c (略)	(略)			c (略)	(略)	
	d (略)	(略)			d (略)	(略)	
	e (略)	(略)			e (略)	(略)	

		(イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの a (略) (略) b (略) (略)				(イ) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの a (略) (略) b (略) (略)	
		(ウ) (ア)又はは(イ)に掲げるものの以外のもの a (略) (略) b (略) (略) c (略) (略) d (略) (略) e (略) (略) f (略) (略) g (略) (略) h (略) (略) i (略) (略) j (略) (略) k (略) (略) l (略) (略) m (略) (略) n (略) (略) o ひょう量が50トンを超えるもの	1 個につき <u>39,500円</u>			(ウ) (ア)又はは(イ)に掲げるものの以外のもの a (略) (略) b (略) (略) c (略) (略) d (略) (略) e (略) (略) f (略) (略) g (略) (略) h (略) (略) i (略) (略) j (略) (略) k (略) (略) l (略) (略) m (略) (略) n (略) (略) o ひょう量が50トンを超えるもの	1 個につき <u>39,400円</u>
		イ (略) (略) ウ 分銅 (ア) (略) (略) (イ) (略) (略)				イ (略) (略) ウ 分銅 (ア) (略) (略) (イ) (略) (略)	
		エ 定量おもり又は定量増おもり (ア) (略) (略) (イ) (略) (略) (ウ) (略) (略)				エ 定量おもり又は定量増おもり (ア) (略) (略) (イ) (略) (略) (ウ) (略) (略)	
		(略)				(略)	
	(略)						
3	法第17条第1項の	特殊容器製造	1 件につき <u>169,500円</u>		3	法第17条第1項の	特殊容器製造 1 件につき <u>169,200円</u>

	規定に基づく指定の申請に対する審査を受けようとする者	事業者指定申請手数料			規定に基づく指定の申請に対する審査を受けようとする者	事業者指定申請手数料			
4	法第19条第1項の規定に基づく定期検査を受けようとする者	定期検査手数料	(1) 非自動はかり(最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものを除く。) ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの (ア) (略) (略) (イ) (略) (略) (ウ) (略) (略) (エ) (略) (略) イ (略) (略) ウ ア又はイに掲げるものの以外のもの (ア) (略) (略) (イ) (略) (略) (ウ) (略) (略) (エ) (略) (略) (オ) (略) (略) (カ) (略) (略) (キ) (略) (略) (ク) (略) (略) (ケ) (略) (略) (コ) (略) (略) (サ) ひょう量が50トン以下のもの 1個につき <u>31,700円</u> (シ) ひょう量が50トンを超える 1個につき <u>54,300円</u>		4	法第19条第1項の規定に基づく定期検査を受けようとする者	定期検査手数料	(1) 非自動はかり(最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものを除く。) ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの (ア) (略) (略) (イ) (略) (略) (ウ) (略) (略) (エ) (略) (略) イ (略) (略) ウ ア又はイに掲げるものの以外のもの (ア) (略) (略) (イ) (略) (略) (ウ) (略) (略) (エ) (略) (略) (オ) (略) (略) (カ) (略) (略) (キ) (略) (略) (ク) (略) (略) (ケ) (略) (略) (コ) (略) (略) (サ) ひょう量が50トン以下のもの 1個につき <u>31,600円</u> (シ) ひょう量が50トンを超える 1個につき <u>54,200円</u>	



		るもの	
		(略)	
5 法第91条第2項の規定に基づく検査を受けようとする者	届出製造事業者品質管理検査手数料		1件につき <u>444,200円</u>
6 法第102条第1項の規定に基づく基準器検査を受けようとする者	基準器検査手数料	(略) (4) 基準タンク ア (略) イ 全量が1立方メートル以下のもの	(略) 1個につき、 <u>3万5,500円</u> に1を超えるゲージグラスの数に <u>1万7,750円</u> を乗じて得た額を加算した額
7 法第107条の規定に基づく計量証明事業の登録の申請に対する審査を受けようとする者	計量証明事業登録申請手数料		1件につき <u>56,100円</u>
(略)			
12 法第116条第1項の規定に基づく計量証明検査を受けようとする者	計量証明検査手数料	(略) (4) 騒音計 ア (略) イ 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの (5) 振動レベル計 (6) 濃度計	(略) 1個につき <u>38,900円</u> 1個につき <u>33,800円</u>

		るもの	
		(略)	
5 法第91条第2項の規定に基づく検査を受けようとする者	届出製造事業者品質管理検査手数料		1件につき <u>443,400円</u>
6 法第102条第1項の規定に基づく基準器検査を受けようとする者	基準器検査手数料	(略) (4) 基準タンク ア (略) イ 全量が1立方メートル以下のもの	(略) 1個につき、 <u>3万5,400円</u> に1を超えるゲージグラスの数に <u>1万7,700円</u> を乗じて得た額を加算した額
7 法第107条の規定に基づく計量証明事業の登録の申請に対する審査を受けようとする者	計量証明事業登録申請手数料		1件につき <u>56,000円</u>
(略)			
12 法第116条第1項の規定に基づく計量証明検査を受けようとする者	計量証明検査手数料	(略) (4) 騒音計 ア (略) イ 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの (5) 振動レベル計 (6) 濃度計	(略) 1個につき <u>38,800円</u> 1個につき <u>33,700円</u>

<p>ア ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計</p>	<p>1 個につき <u>97,100円</u></p>	<p>ア ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計</p>	<p>1 個につき <u>96,900円</u></p>
<p>イ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計</p>	<p>1 個につき <u>128,700円</u></p>	<p>イ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計</p>	<p>1 個につき <u>128,500円</u></p>
<p>ウ 紫外線式二酸化硫黄濃度計 (コに掲げるものを除く。)</p>	<p>1 個につき、<u>9万6,700円</u>に3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>ウ 紫外線式二酸化硫黄濃度計 (コに掲げるものを除く。)</p>	<p>1 個につき、<u>9万6,500円</u>に3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>エ 紫外線式窒素酸化物濃度計 (コに掲げるものを除く。)</p>	<p>1 個につき、<u>10万8,100円</u>に3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>エ 紫外線式窒素酸化物濃度計 (コに掲げるものを除く。)</p>	<p>1 個につき、<u>10万7,900円</u>に3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>オ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計</p>	<p>1 個につき、<u>10万2,400円</u>に、1を超える検出部の数に<u>5万1,200円</u>を乗じて得た額と3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額</p>	<p>オ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計</p>	<p>1 個につき、<u>10万2,200円</u>に、1を超える検出部の数に<u>5万1,100円</u>を乗じて得た額と3を超える表示機構の数に2万2,100円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>カ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計</p>	<p>1 個につき、<u>11万8,300円</u>に、1を超える検出部の数に<u>5万9,150円</u>を乗じて得た</p>	<p>カ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計</p>	<p>1 個につき、<u>11万8,100円</u>に、1を超える検出部の数に<u>5万9,050円</u>を乗じて得た</p>

			額と 3 を超える表示機構の数に 2 万 2,100 円を乗じて得た額を加算した額				額と 3 を超える表示機構の数に 2 万 2,100 円を乗じて得た額を加算した額
		キ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	1 個につき、 <u>10 万 3,300 円</u> に、1 を超える検出部の数に <u>5 万 1,650 円</u> を乗じて得た額と 3 を超える表示機構の数に 2 万 2,100 円を乗じて得た額を加算した額			キ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	1 個につき、 <u>10 万 3,100 円</u> に、1 を超える検出部の数に <u>5 万 1,550 円</u> を乗じて得た額と 3 を超える表示機構の数に 2 万 2,100 円を乗じて得た額を加算した額
		ク 化学発光式窒素酸化物濃度計	1 個につき、 <u>11 万 200 円</u> に 3 を超える表示機構の数に 2 万 2,100 円を乗じて得た額を加算した額			ク 化学発光式窒素酸化物濃度計	1 個につき、 <u>11 万円</u> に 3 を超える表示機構の数に 2 万 2,100 円を乗じて得た額を加算した額
		ケ (略)	(略)			ケ (略)	(略)
		コ (略)	(略)			コ (略)	(略)
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき手数料について適用し、同日前に納入すべき手数料については、なお従前の例による。

新潟県条例第37号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例（昭和48年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前				
(手数料の額) <b>第2条</b> 手数料の額は、別表の左欄に掲げる試験、検査等につき、それぞれ右欄に掲げる算定の単位に基づき、当該試験、検査等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額とする。ただし、申請に基づいて特に急を要する試験等を行う場合の手数料の額は、当該手数料の2倍とする。 2・3 (略)				(手数料の額) <b>第2条</b> 手数料の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、申請に基づいて特に急を要する試験等を行う場合の手数料の額は、当該手数料の2倍とする。 2・3 (略)				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
		試験、検査等の種類	手数料の算定の単位			試験、検査等の種類	手数料の額	
						単位	金額	
1 分 析	(1)	繊維及び付着物	1 試料 1 成分	1 分 析	(1)	繊維及び付着物	1 試料 1 成分	4,620円
	(2)	ア 金属 (ア) 鉄鋼	1 試料 1 成分		(2)	ア 金属 (ア) 鉄鋼	1 試料 1 成分	4,370円
		(イ) 非鉄金属	〃			(イ) 非鉄金属	〃	6,540円
		イ 繊維及び付着物	1 試料 1 成分			イ 繊維及び付着物	1 試料 1 成分	5,340円
		ウ 水溶液	1 試料 1 成分			ウ 水溶液	1 試料 1 成分	3,350円
		エ 窯業材料 (鋳物砂、耐火材料、鉍石、粘土、研磨剤、砂及び砂状物に限る。)	1 試料 1 成分			エ 窯業材料 (鋳物砂、耐火材料、鉍石、粘土、研磨剤、砂及び砂状物に限る。)	1 試料 1 成分	7,140円
		オ 硫酸銅試験 又は亜鉛付着量試験	1 試料 1 測定			オ 硫酸銅試験 又は亜鉛付着量試験	1 試料 1 測定	6,950円
		カ ホルマリン試験 (ア) 抽出による場合 (イ) ホルムアルデヒド放散量測定	1 試料 1 成分 1 試料			カ ホルマリン試験 (ア) 抽出による場合 (イ) ホルムアルデヒド放散量測定	1 試料 1 成分 1 試料	4,980円 6,370円
		キ 試料調整				キ 試料調整		

	(ア) 硫酸銅試験	1 試料		(ア) 硫酸銅試験	1 試料	3,510円
	(イ) その他	〃		(イ) その他	〃	2,420円
機 器 分 析	(3) ア 機器による 定性分析又は 定量分析		機 器 分 析	(3) ア 機器による 定性分析又は 定量分析		
	(ア) エックス 線回折試験	1 試料		(ア) エックス 線回折試験	1 試料	6,850円
	(イ) 赤外分光 分析	〃		(イ) 赤外分光 分析	〃	5,660円
	(ウ) 蛍光エッ クス線分析 a 定性分 析	〃		(ウ) 蛍光エッ クス線分析 a 定性分 析	〃	6,380円
	b 定量分 析	1 試料 3 成分		b 定量分 析	1 試料 3 成分	2,690円
	(エ) エックス 線マイクロ アナライザ ー分析			(エ) エックス 線マイクロ アナライザ ー分析		
	a 定性分 析	1 試料 1 測定		a 定性分 析	1 試料 1 測定	7,240円
	b カラー マッピング 及びプロ ファイ ル	1 試料 1 成分 1 成分増すごとに		b カラー マッピング 及びプロ ファイ ル	1 試料 1 成分 1 成分 増すご とに	4,740円 2,350円
	(オ) プラズマ 発光分光分 析	1 試料 1 成分		(オ) プラズマ 発光分光分 析	1 試料 1 成分	7,910円
	(カ) イオンク ロマトグラ フィーによ る定量分析	〃 1 成分増すごとに		(カ) イオンク ロマトグラ フィーによ る定量分析	〃 1 成分 増すご とに	3,940円 670円
	(キ) ONH分 析	1 試料 1 成分		(キ) ONH分 析	1 試料 1 成分	4,800円
	(ク) 炭素硫黄 分析	〃		(ク) 炭素硫黄 分析	〃	4,860円
	(ケ) ラマン分 光分析	1 試料		(ケ) ラマン分 光分析	1 試料	2,620円
	(コ) エックス 線光電子分 析	〃		(コ) エックス 線光電子分 析	〃	3,540円
	イ 試料調整			イ 試料調整		
(ア) エックス 線回折試験	1 試料	(ア) エックス 線回折試験	1 試料	2,420円		
(イ) 赤外分光 分析	〃	(イ) 赤外分光 分析	〃	7,460円		
(ウ) 蛍光エッ クス線分析	〃	(ウ) 蛍光エッ クス線分析	〃	1,540円		

		(エ) エックス線マイクロアナライザ一分析	〃			(エ) エックス線マイクロアナライザ一分析	〃	2,610円	
		(オ) プラズマ発光分光分析				(オ) プラズマ発光分光分析			
		a アルカリ融解を行う場合	〃			a アルカリ融解を行う場合	〃	9,630円	
		b その他の溶解を行う場合	〃			b その他の溶解を行う場合	〃	3,120円	
2	(1)	ア 寸法測定	1 試料 5箇所	機械的測定	2	(1)	ア 寸法測定	1 試料 5箇所	3,950円
		イ 形状測定	1 試料 1断面				イ 形状測定	1 試料 1断面	3,880円
		ウ 真円度の測定	1 試料 1断面				ウ 真円度の測定	1 試料 1断面	3,540円
		エ 表面粗さの測定	1 試料 5箇所				エ 表面粗さの測定	1 試料 5箇所	2,630円
		オ ストレインメータによるひずみ量荷重の測定	1 試料 3箇所				オ ストレインメータによるひずみ量荷重の測定	1 試料 3箇所	4,650円
		カ 残留応力測定	1 測定				カ 残留応力測定	1 測定	3,500円
		キ エックス線による透過試験	1 試料 5箇所				キ エックス線による透過試験	1 試料 5箇所	3,520円
		ク トルクの測定	1 試料				ク トルクの測定	1 試料	4,570円
		ケ 張力の測定	1 試料				ケ 張力の測定	1 試料	5,220円
		コ 振動の測定	1 測定				コ 振動の測定	1 測定	3,490円
		サ 圧力の測定	1 試料				サ 圧力の測定	1 試料	3,550円
		シ 回転数の測定	1 試料				シ 回転数の測定	1 試料	2,400円
		ス 粘度測定試験	1 試料				ス 粘度測定試験	1 試料	3,470円
		(2)	電氣的測定				ア 電圧、電流、抵抗又は電力の測定	1 試料 1時間	電氣的測定
イ 周波数特性、誘電率又は透磁率の測定	1 試料 1時間			イ 周波数特性、誘電率又は透磁率の測定	1 試料 1時間	3,490円			
ウ 磁束密度の測定	1 試料			ウ 磁束密度の測定	1 試料	2,390円			
エ 雑音端子電圧、伝導妨害				エ 雑音端子電圧、伝導妨害					

	波又は雑音電力の測定 (ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合 (イ) 電波暗室(登録)を使用する場合	1 試料 1 時間 "		波又は雑音電力の測定 (ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合 (イ) 電波暗室(登録)を使用する場合	1 試料 1 時間 "	3,490円 当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額
	オ 放射電界強度の測定 (ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合 (イ) 電波暗室(登録)を使用する場合	1 試料 1 時間 "		オ 放射電界強度の測定 (ア) 電波暗室(登録)を使用しない場合 (イ) 電波暗室(登録)を使用する場合	1 試料 1 時間 "	3,490円 当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額
	カ 騒音の測定	1 測定		カ 騒音の測定	1 測定	3,480円
(3) 光学的測定	ア 顕微鏡試験 (ア) 走査型電子顕微鏡観察 a 分析装置を使用しない場合 b 分析装置を使用する場合 (イ) 金属顕微	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに 1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに 1 断面 3 視野まで		(3) 光学的測定 ア 顕微鏡試験 (ア) 走査型電子顕微鏡観察 a 分析装置を使用しない場合 b 分析装置を使用する場合 (イ) 金属顕微	1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに 1 試料 3 視野まで 1 試料 3 視野を超え 1 視野増すごとに 1 断面	5,410円 330円 7,770円 800円 5,960円

	鏡観察	1断面3視野を超え1視野増すごとに		鏡観察	3視野まで	340円
	(ウ) 実体顕微鏡観察又はデジタルマイクロスコープ観察	1試料3視野まで 1試料3視野を超え1視野増すごとに		(ウ) 実体顕微鏡観察又はデジタルマイクロスコープ観察	1試料3視野まで	2,400円
	(エ) 走査型プローブ顕微鏡観察	1試料3視野まで 1試料3視野を超え1視野増すごとに		(エ) 走査型プローブ顕微鏡観察	1試料3視野まで	80円
	(オ) レーザー顕微鏡観察	1試料3視野まで 1試料3視野を超え1視野増すごとに		(オ) レーザー顕微鏡観察	1試料3視野まで	6,760円
	イ 可視分光分析試験又は紫外分光分析試験			イ 可視分光分析試験又は紫外分光分析試験		
	(ア) 分光分析試験	1試料		(ア) 分光分析試験	1試料	2,830円
	(イ) 分光測色試験	〃		(イ) 分光測色試験	〃	5,430円
	ウ 色差計による測色又は色差試験	1試料		ウ 色差計による測色又は色差試験	1試料	2,400円
	エ 光沢試験	1試料		エ 光沢試験	1試料	2,400円
(4) 熱的	ア 熱分析(示差走査熱量分析、示差熱分	1試料		(4) 熱的 ア 熱分析(示差走査熱量分析、示差熱分	1試料	4,920円



	測定	析又は熱膨張率測定)			測定	析又は熱膨張率測定)		
		イ 熱伝導率 (簡易なもの)	1 試料			イ 熱伝導率 (簡易なもの)	1 試料	3,490円
		ウ 赤外線放射量 (放射率を含む。)	1 試料			ウ 赤外線放射量 (放射率を含む。)	1 試料	5,780円
		エ 温度の測定 (ア) サーモグラフィによる場合 (イ) その他の場合	1 試料  1 試料 5 箇所まで 1 試料 5 箇所を超え 1 箇所増すごとに			エ 温度の測定 (ア) サーモグラフィによる場合 (イ) その他の場合	1 試料  1 試料 5 箇所まで 1 試料 5 箇所を超え 1 箇所増すごとに	4,830円  2,600円 220円
		オ 熱応力試験	1 試料		オ 熱応力試験	1 試料	3,620円	
3	(1) 強度試験	ア 引張り試験、圧縮試験、抗折試験、曲げ試験又はせん断試験	1 試料		3 (1)	ア 引張り試験、圧縮試験、抗折試験、曲げ試験又はせん断試験	1 試料	3,530円
		イ 衝撃試験	1 試料		イ 衝撃試験	1 試料	3,490円	
		ウ 硬さ試験 (ア) 研磨の必要なもの	1 試料 1 断面 3 箇所まで 1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇所増すごとに		ウ 硬さ試験 (ア) 研磨の必要なもの	1 試料 1 断面 3 箇所まで 1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇所増すごとに	3,240円 220円	
		(イ) 研磨の不要なもの	1 試料 1 断面 3 箇所まで 1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇所増すごとに		(イ) 研磨の不要なもの	1 試料 1 断面 3 箇所まで 1 試料 1 断面 3 箇所を超え 1 箇所増すごとに	2,380円 220円	

	エ 超微小硬さ試験	1 試料		エ 超微小硬さ試験	1 試料	当該試験等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額
	オ 疲労試験	1 試料 1 時間		オ 疲労試験	1 試料 1 時間	310円
(2) 材料性状試験	ア プラスチック及び複合材		(2) 材料性状試験	ア プラスチック及び複合材		
	(ア) 密度測定	1 試料		(ア) 密度測定	1 試料	4,560円
	(イ) ガラス含有量測定	〃		(イ) ガラス含有量測定	〃	5,660円
	(ウ) 荷重たわみ温度測定	〃		(ウ) 荷重たわみ温度測定	〃	7,230円
	(エ) 接触角測定	〃		(エ) 接触角測定	〃	3,470円
	(オ) 試料調整	〃		(オ) 試料調整	〃	3,500円
	イ 窯業材料及び土石類			イ 窯業材料及び土石類		
	(ア) 粒度分析	1 試料		(ア) 粒度分析	1 試料	5,020円
	(イ) 乾燥収縮率試験	〃		(イ) 乾燥収縮率試験	〃	2,440円
	(ウ) 焼成収縮率試験	〃		(ウ) 焼成収縮率試験	〃	3,630円
(エ) 吸水率測定	〃	(エ) 吸水率測定	〃	2,510円		
(オ) 比重測定	〃	(オ) 比重測定	〃	2,390円		
(カ) 水分測定	〃	(カ) 水分測定	〃	1,740円		
(キ) 粒度測定又は粘土分測定	〃	(キ) 粒度測定又は粘土分測定	〃	2,620円		
(ク) 試料調整	〃	(ク) 試料調整	〃	3,500円		
ウ 木材物性試験(密度、含水率、吸湿性及び収縮率に限る。)	1 試料		ウ 木材物性試験(密度、含水率、吸湿性及び収縮率に限る。)	1 試料	3,480円	
エ 繊維		1 試料	エ 繊維		1 試料	
(ア) 加ねん回数試験			(ア) 加ねん回数試験			2,390円
(イ) 繊維測定試験			(イ) 繊維測定試験			
a 繊維測定	〃		a 繊維測定	〃		2,390円
b 繊維むら測定	〃		b 繊維むら測定	〃		2,830円
(ウ) 糸検尺試	1,000メートル		(ウ) 糸検尺試	1,000	2,030円	

	験			験	メー トル	
	(エ) 含水率測定試験	1 試料		(エ) 含水率測定試験	1 試料	3,100円
	(オ) 原料定性試験			(オ) 原料定性試験		
	a 物理試験	〃		a 物理試験	〃	3,470円
	b 化学試験	〃		b 化学試験	〃	4,120円
	(カ) 混紡率試験			(カ) 混紡率試験		
	a 物理試験	1 試料 1 成分		a 物理試験	1 試料 1 成分	4,780円
	b 化学試験	〃		b 化学試験	〃	5,290円
	(キ) 染料の部属試験	1 試料		(キ) 染料の部属試験	1 試料	3,490円
	(ク) 連続引張試験	〃		(ク) 連続引張試験	〃	4,600円
加工 特 性 試 験	(3) ア 金属材料の成形性試験	1 試料		(3) ア 金属材料の成形性試験	1 試料	5,680円
	イ 繊維			イ 繊維		
	(ア) 抱合力試験又は糸平滑性試験	1 試料		(ア) 抱合力試験又は糸平滑性試験	1 試料	3,470円
	(イ) 巻縮率試験又は弾性率試験	〃		(イ) 巻縮率試験又は弾性率試験	〃	2,820円
	(ウ) 編目長試験又は織縮率試験	〃		(ウ) 編目長試験又は織縮率試験	〃	2,390円
(エ) 精練漂白試験又は浸染試験	〃		(エ) 精練漂白試験又は浸染試験	〃	2,970円	
電 気 試 験	(4) ア 絶縁耐圧試験	1 試料		(4) ア 絶縁耐圧試験	1 試料	1,730円
	イ イミュニティ試験又は耐ノイズ試験			イ イミュニティ試験又は耐ノイズ試験		
	(ア) 雷サージイミュニティ試験	1 試料 1 時間		(ア) 雷サージイミュニティ試験	1 試料 1 時間	1,960円
	(イ) その他の試験			(イ) その他の試験		
a 電波暗室(登録)を使用しない場合	〃		a 電波暗室(登録)を使用しない場合	〃	3,490円	
b 電波暗	〃		b 電波暗	〃	当該試験	

	室(登録)を使用する場合		室(登録)を使用する場合		等に要する費用の額等を考慮して知事が別に定める額
(5) 表面処理試験	ア 膜厚試験 (ア) 顕微鏡による試験	1 試料 1 箇所 1 成分	ア 膜厚試験 (ア) 顕微鏡による試験	1 試料 1 箇所 1 成分	5,660円
	(イ) 蛍光エックス線膜厚測定	〃	(イ) 蛍光エックス線膜厚測定	〃	4,080円
	(ウ) その他の方法による試験	〃	(ウ) その他の方法による試験	〃	3,480円
	イ 密着性試験	1 試料 1 箇所	イ 密着性試験	1 試料 1 箇所	3,480円
	ウ 試料調整	1 試料	ウ 試料調整	1 試料	2,440円
(6) 塗装試験	硬さ、密着、耐摩耗又は耐薬品性試験	1 試料	硬さ、密着、耐摩耗又は耐薬品性試験	1 試料	3,130円
(7) 耐食試験	ア 塩水噴霧試験	1 試料 1 時間	ア 塩水噴霧試験	1 試料 1 時間	210円
	イ キャス試験	1 試料 1 時間	イ キャス試験	1 試料 1 時間	250円
	ウ 試料調整	1 試料	ウ 試料調整	1 試料	2,440円
(8) 耐候性試験	ア 恒温恒湿槽を使用する場合	1 バッチ 1 時間	ア 恒温恒湿槽を使用する場合	1 バッ チ 1 時 間	240円
	イ ビルトインチャンバーを使用する場合	1 バッチ 1 時間	イ ビルトインチャンバーを使用する場合	1 バッ チ 1 時 間	310円
	ウ サンシャインウエザーメータを使用する場合	1 バッチ 1 時間	ウ サンシャインウエザーメータを使用する場合	1 バッ チ 1 時 間	330円
	エ カーボンアーク燈光による耐光試験 (ア) 照射10時間以下	1 試料 1 試料増すごとに	エ カーボンアーク燈光による耐光試験 (ア) 照射10時間以下	1 試料 1 試料 増すご とに	2,460円 220円
	(イ) 照射10時間を超え20時間以下	1 試料 1 試料増すごとに	(イ) 照射10時間を超え20時間以下	1 試料 1 試料 増すご とに	2,530円 220円

	(ウ) 照射20時間を超え40時間以下	1 試料 1 試料増すごとに		(ウ) 照射20時間を超え40時間以下	1 試料 1 試料増すごとに	2,680円 220円
	(エ) 照射40時間を超え100時間以下	1 試料 1 試料増すごとに		(エ) 照射40時間を超え100時間以下	1 試料 1 試料増すごとに	2,980円 220円
耐久性試験	(9) ア 熱衝撃試験	1 バッチ 1 時間		(9) ア 熱衝撃試験	1 バッチ 1 時間	260円
	イ 加速寿命試験	1 試料 1 時間		イ 加速寿命試験	1 試料 1 時間	140円
	ウ 振動衝撃試験 (ア) 振動試験 (イ) 衝撃試験	1 試料 1 時間 〃		ウ 振動衝撃試験 (ア) 振動試験 (イ) 衝撃試験	1 試料 1 時間 〃	2,300円 2,300円
製品性能試験	(10) ア スキー及びスノーボード (ア) 曲げ弾性試験 (イ) ビス保持試験 (ウ) 曲げ疲労試験 (エ) ねじり強度試験 (オ) 曲げ破壊強度試験 (カ) 温度特性試験	1 箇所 〃 〃 〃 〃 1 試料 1 時間		(10) ア スキー及びスノーボード (ア) 曲げ弾性試験 (イ) ビス保持試験 (ウ) 曲げ疲労試験 (エ) ねじり強度試験 (オ) 曲げ破壊強度試験 (カ) 温度特性試験	1 箇所 〃 〃 〃 〃 1 試料 1 時間	2,400円 2,850円 5,700円 3,480円 4,160円 2,820円
	イ 家具 (ア) 繰返し衝撃試験 (イ) 繰返し開閉試験 (ウ) 繰返し荷重試験	1 試料4,000回 1 試料10,000回 1 試料50回		イ 家具 (ア) 繰返し衝撃試験 (イ) 繰返し開閉試験 (ウ) 繰返し荷重試験	1 試料4,000回 1 試料10,000回 1 試料50回	4,360円 3,500円 3,500円
	ウ 窯業製品 (冷凍融解試験)	1 バッチ 1 時間		ウ 窯業製品 (冷凍融解試験)	1 バッチ 1 時間	180円
	エ 繊維製品 (ア) 風合試験 (イ) 毛羽測定試験 (ウ) 通気性試験又は保温	1 試料 〃 〃		エ 繊維製品 (ア) 風合試験 (イ) 毛羽測定試験 (ウ) 通気性試験又は保温	1 試料 〃 〃	6,840円 2,380円 3,760円

度試験		度試験	
(エ) 燃焼性試験		(エ) 燃焼性試験	
a ドライ	〃	a ドライ	4,570円
クリーニングを要する場合		クリーニングを要する場合	
b ドライ	〃	b ドライ	3,480円
クリーニングを要しない場合		クリーニングを要しない場合	
(オ) 摩擦溶融試験	〃	(オ) 摩擦溶融試験	3,470円
(カ) 引き裂き強度試験、防すう度試験又は破裂試験	〃	(カ) 引き裂き強度試験、防すう度試験又は破裂試験	3,470円
(キ) 収縮度試験、摩耗試験(ニット)又は水分平衡質量試験	〃	(キ) 収縮度試験、摩耗試験(ニット)又は水分平衡質量試験	3,470円
(ク) 滑脱抵抗力試験又は剝離試験	〃	(ク) 滑脱抵抗力試験又ははく離試験	3,620円
(ケ) 耐水度試験又ははつ水度試験	〃	(ケ) 耐水度試験又ははつ水度試験	2,390円
(コ) 繊維の静電気測定試験		(コ) 繊維の静電気測定試験	
a 恒温恒湿槽を使用する場合	〃	a 恒温恒湿槽を使用する場合	3,840円
b 恒温恒湿槽を使用しない場合	〃	b 恒温恒湿槽を使用しない場合	2,390円
(サ) 染色堅ろう度試験		(サ) 染色堅ろう度試験	
a 洗濯試験、熱湯試験、汗試験、染色摩擦試験、酸化窒素ガス試験又は	〃 1 試料増すごとに	a 洗濯試験、熱湯試験、汗試験、染色摩擦試験、酸化窒素ガス試験又は	〃 1 試料増すごとに 240円

		ホットプレッショング試験 b 漂白試験又は塩素処理水試験 (シ) 透湿性試験 (ス) 厚さ試験 (セ) ピリング試験又はスナッグ試験	1 試料 1 試料増すごとに 1 試料 〃 〃			
	(11) 測定機器試験	ア マイクロメータ イ ダイヤルゲージ ウ 温度計 エ ノギス オ ロックウェル硬度計	1 台 1 台 1 台 1 台 1 台			
4	写真撮影	高速ビデオ撮影	1 件 1 時間			
5	(1) デザイン	コンピュータ等の機器を利用した図面、色見本又は繊維図案等の試作	1 柄 配色変更 1 回ごとに			
	(2) 繊維設計	ア 組織分解 (ア) 経方向×緯方向 400 以下 (イ) 経方向×緯方向 401 以上 1,600 以下 (ウ) 経方向×緯方向 1,601 以上 3,600 以下 (エ) 経方向×緯方向 3,601 以上 6,400 以下	1 試料 〃 〃 〃			
	(11) 測定機器試験	ア マイクロメータ イ ダイヤルゲージ ウ 温度計 エ ノギス オ ロックウェル硬度計	1 台 1 台 1 台 1 台 1 台			
4	写真撮影	高速ビデオ撮影	1 件 1 時間			
5	(1) デザイン	コンピュータ等の機器を利用した図面、色見本又は繊維図案等の試作	1 柄 配色変更 1 回ごとに			
	(2) 繊維設計	ア 組織分解 (ア) 経方向×緯方向 400 以下 (イ) 経方向×緯方向 401 以上 1,600 以下 (ウ) 経方向×緯方向 1,601 以上 3,600 以下 (エ) 経方向×緯方向 3,601 以上 6,400 以下	1 試料 〃 〃 〃			

	(オ) 経方向×緯方向 6,401以上 10,000以下	〃		(オ) 経方向×緯方向 6,401以上 10,000以下	〃	6,740円
	(カ) 経方向×緯方向 10,001以上 22,500以下	〃		(カ) 経方向×緯方向 10,001以上 22,500以下	〃	7,830円
	(キ) (ア)から(カ)まで以外のもの 注 (略)	〃		(キ) (ア)から(カ)まで以外のもの 注 (略)	〃	8,920円
	イ 織物密度試験 (ア) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり20本以下	1 試料		イ 織物密度試験 (ア) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり20本以下	1 試料	1,510円
	(イ) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり21本以上	〃		(イ) 経糸及び緯糸それぞれ1センチメートル当たり21本以上	〃	2,380円
6	情報の提供	情報の提供	1 件	6	情報の提供	1 件 実費相当額
7	カラー複写	カラー複写 (試験及び技術指導に係る複写に限り、1原稿につき3枚を限度とする。)	1 枚	7	カラー複写 (試験及び技術指導に係る複写に限り、1原稿につき3枚を限度とする。)	1 枚 実費相当額
8	成績書の副本	成績書の副本	1 通	8	成績書の副本	1 通 1,220円
備考 (略)				備考 (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の依頼に係る手数料について適用し、同日前の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。



## 新潟県条例第38号

新潟県起業化センター条例の一部を改正する条例

新潟県起業化センター条例（平成8年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第3条、第5条、第14条関係）		別表（第3条、第5条、第14条関係）	
区 分	使 用 料	区 分	使 用 料
新潟県工業技術総合研究所下越技術支援センター新潟起業化センター	1室1月につき <u>64,600円</u>	新潟県工業技術総合研究所下越技術支援センター新潟起業化センター	1室1月につき <u>64,000円</u>
新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センター県央起業化センター	1室1月につき <u>52,300円</u>	新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センター県央起業化センター	1室1月につき <u>51,900円</u>
新潟県工業技術総合研究所上越技術支援センター上越起業化センター	1室1月につき <u>59,800円</u>	新潟県工業技術総合研究所上越技術支援センター上越起業化センター	1室1月につき <u>59,600円</u>
備考（略）		備考（略）	

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第39号

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 充電機能付電力併用自動車 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第12条の2の2第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車又は新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）<u>附則第20条第3項第3号</u>に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(自動車取得税の課税免除等)</p> <p><b>第8条</b> 電気自動車ですべて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が平成28年3月31日までに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の2の2第2項第3号に規定するものに限る。）ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成28年3月31日までに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の2の3第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の3第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。</p> <p>(自動車税の課税免除等)</p> <p><b>第9条</b> 電気自動車ですべて平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、<u>当該新規登録を受けた日の属する年度分</u>の自動車税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（県税条例附則第20</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 充電機能付電力併用自動車 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第12条の2の2第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車又は新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）<u>附則第20条第2項第3号</u>に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(自動車取得税の課税免除等)</p> <p><b>第8条</b> 電気自動車ですべて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が平成26年3月31日までに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の2の2第2項第3号に規定するものに限る。）ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成26年3月31日までに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の2の3第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の3第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。</p> <p>(自動車税の課税免除等)</p> <p><b>第9条</b> 電気自動車ですべてこの条例の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、<u>当該新規登録を受けた日の属する年度から平成25年度までの各年度分</u>の自動車税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（県税条例附則第20</p>

条第3項第3号に規定するものに限る。次項、第5項及び第6項において同じ。)が対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条までの規定にかかわらず、1台につき、県税条例附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

- 3 充電機能付電力併用自動車であって県税条例附則別表第2の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものが対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条まで及び前項の規定にかかわらず、1台につき、同表の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額に、県税条例附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

4 (略)

- 5 充電機能付電力併用自動車対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税(法第147条第3項(積雪地域の自動車税の標準税率)に規定する自動車税に限る。)に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条まで並びに第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該自動車についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第2項又は第3項に定める税率に、10分の10から県税条例第60条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

- 6 充電機能付電力併用自動車対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税(県税条例第61条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知

条第2項第3号に規定するものに限る。次項、第5項及び第6項において同じ。)が対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度から平成25年度まで(県税条例附則第20条第2項、第3項及び第6項、附則第21条並びに附則第22条の規定の適用がある場合の年度を除く。)の各年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条までの規定にかかわらず、1台につき、県税条例附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

- 3 充電機能付電力併用自動車であって県税条例附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものが対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度から平成25年度まで(県税条例附則第20条第2項、第3項(同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。))及び第6項、附則第21条並びに附則第22条の規定の適用がある場合の年度を除く。)の各年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条まで及び前項の規定にかかわらず、1台につき、同表の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額に、県税条例附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

4 (略)

- 5 充電機能付電力併用自動車対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度から平成25年度まで(県税条例附則第20条第2項、第3項及び第6項、附則第21条並びに附則第22条の規定の適用がある場合の年度を除く。)の各年度分の自動車税(法第147条第3項(積雪地域の自動車税の標準税率)に規定する自動車税に限る。)に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条まで並びに第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該自動車についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第2項又は第3項に定める税率に、10分の10から県税条例第60条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

- 6 充電機能付電力併用自動車対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度から平成25年度まで(県税条例附則第20条第2項、第3項及び第6項、附則

<p>事の承認を受けたものに対して課する自動車税に限る。)に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条まで並びに第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、当該自動車についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第2項、第3項又は第5項に定める税率に2分の1を乗じたものとする。</p>	<p>第21条並びに附則第22条の規定の適用を受ける場合の年度を除く。)の各年度分の自動車税(県税条例第61条第1項各号のいずれかに該当する自動車知事の承認を受けたものに対して課する自動車税に限る。)に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条まで並びに第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、当該自動車についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第2項、第3項又は第5項に定める税率に2分の1を乗じたものとする。</p>
7 (略)	7 (略)
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第9条の改正(「附則第20条第2項第3号」を「附則第20条第3項第3号」に、「附則別表第1」を「附則別表第2」に、「附則別表第2」を「附則別表第4」に改める部分を除く。) 平成26年4月1日
  - (2) 第2条及び第9条の改正(「附則第20条第2項第3号」を「附則第20条第3項第3号」に、「附則別表第1」を「附則別表第2」に、「附則別表第2」を「附則別表第4」に改める部分に限る。) 新潟県県税条例の一部を改正する条例(平成26年新潟県条例第11号)の施行の日

(経過措置)

- 2 改正後の第9条の規定は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

- 3 第2条及び第9条の改正(「附則第20条第2項第3号」を「附則第20条第3項第3号」に、「附則別表第1」を「附則別表第2」に、「附則別表第2」を「附則別表第4」に改める部分に限る。)は、当該改正に対応する新潟県県税条例の一部を改正する条例による新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)の改正と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

## 新潟県条例第40号

新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例

新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例（平成20年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「中小企業者」とは、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）<u>第20条第4項</u>に規定する中小企業者等をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p><b>第3条</b> 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証に係る求償権の放棄、不等価譲渡（求償権の金額に満たない額による譲渡をいう。）又は資本的劣後債権への転換をしようとする場合にあっては、あらかじめ知事の承認を得なければならない。この場合において、当該放棄、不等価譲渡又は資本的劣後債権への転換が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、知事が地域経済の振興に資すると認めたときは、その承認をすることができる。</p> <p>(1) <u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第1項</u>に規定する中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再建計画</p> <p>(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が<u>産業競争力強化法第133条第1号</u>に規定する出資の業務により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再建計画</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「中小企業者」とは、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）<u>第20条第2項</u>に規定する中小企業者等をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p><b>第3条</b> 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証に係る求償権の放棄、不等価譲渡（求償権の金額に満たない額による譲渡をいう。）又は資本的劣後債権への転換をしようとする場合にあっては、あらかじめ知事の承認を得なければならない。この場合において、当該放棄、不等価譲渡又は資本的劣後債権への転換が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、知事が地域経済の振興に資すると認めたときは、その承認をすることができる。</p> <p>(1) <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第42条</u>に規定する中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再建計画</p> <p>(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が<u>産業活力再生特別措置法第47条</u>に規定する出資の業務により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再建計画</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第41号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下本則において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
1 (略) (この条例の失効)	1 (略) (この条例の失効)
2 この条例は、 <u>平成29年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 (この条例の失効に伴う経過措置)	2 この条例は、 <u>平成26年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 (この条例の失効に伴う経過措置)
3 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地( <u>平成27年3月31日</u> 以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地を除く。)において、 <u>平成31年3月31日</u> までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、 <u>平成32年3月31日</u> までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあっては、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税並びに当該事業用家屋及び当該事業用地の取得に対して課する不動産取得税については、第3条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。	3 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地( <u>平成24年3月31日</u> 以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地を除く。)において、 <u>平成28年3月31日</u> までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、 <u>平成29年3月31日</u> までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあっては、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税並びに当該事業用家屋及び当該事業用地の取得に対して課する不動産取得税については、第3条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。
4 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地( <u>平成27年3月31日</u> 以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地に限る。)において、この条例の失効の際現に事業用家屋の新設又は増設の着手があり、 <u>平成32年3月31日</u> までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあっては、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税及び当該事業用家屋の取得に対して課する不動産取得税については、第3条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。	4 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地( <u>平成24年3月31日</u> 以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地に限る。)において、この条例の失効の際現に事業用家屋の新設又は増設の着手があり、 <u>平成29年3月31日</u> までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあっては、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税及び当該事業用家屋の取得に対して課する不動産取得税については、第3条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正)
- 法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(産業立地促進地域内において事業用家屋を事業の用に供した法人等に対する不均一課税)	(産業立地促進地域内において事業用家屋を事業の用に供した法人等に対する不均一課税)
8 知事は、県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号。以下「産業立地促進条例」という。）第2条第1項	8 知事は、県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号。以下「産業立地促進条例」という。）第2条第1項

<p>に規定する産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋（平成24年8月1日から平成29年3月31日までの間に新設又は増設に着手し、平成29年3月31日までの間に開始する最終の事業年度又は連結事業年度の末日まで）に当該事業の用に供したもので、当該家屋その他新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号。以下「産業立地促進条例施行規則」という。）で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）であつて産業立地促進条例施行規則で定めるものの数（以下「増加雇用者数」という。）が3人以上となるもののうち産業立地促進条例施行規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。）を新設し、又は増設したのに対する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額を、第2条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>9 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、平成27年4月1日から平成29年3月31日までに事業用地（産業立地促進条例第4条に規定する事業用地をいう。）を取得し、又は借り受けていたものについては、前項の規定中「平成24年8月1日から平成29年3月31日まで」とあるのは、「平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する最終の事業年度又は連結事業年度の末日まで」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>	<p>に規定する産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋（平成24年8月1日から平成26年3月31日までの間に新設又は増設に着手し、平成29年3月31日までに当該事業の用に供したもので、当該家屋その他新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（平成15年新潟県規則第43号。以下「産業立地促進条例施行規則」という。）で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）であつて産業立地促進条例施行規則で定めるものの数（以下「増加雇用者数」という。）が3人以上となるもののうち産業立地促進条例施行規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。）を新設し、又は増設したのに対する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額を、第2条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>9 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、平成24年4月1日から平成26年3月31日までに事業用地（産業立地促進条例第4条に規定する事業用地をいう。）を取得し、又は借り受けていたものについては、前項の規定中「平成24年8月1日から平成26年3月31日まで」とあるのは、「平成24年8月1日から平成28年3月31日まで」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>
---	--

新潟県条例第42号

新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(寄宿料)</p> <p><b>第18条</b> 寄宿舎に入舎している者は、月額<u>3,550円</u>以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(寄宿料)</p> <p><b>第18条</b> 寄宿舎に入舎している者は、月額<u>3,450円</u>以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第18条の規定は、この条例の施行の日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。

新潟県条例第43号

新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	名称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名称	手数料の額
(略)			(略)		
3 法第46条第2項に規定する技能検定試験を受けようとする者（在校生を除く。）	技能検定試験手数料	実技試験を受ける場合にあっては1件につき <u>1万7,000円</u> （機械検査及び婦人子供服製造にあっては <u>1万4,100円</u> 、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図にあっては <u>1万2,500円</u> ）、学科試験を受ける場合にあっては1件につき <u>3,100円</u>	3 法第46条第2項に規定する技能検定試験を受けようとする者（在校生を除く。）	技能検定試験手数料	実技試験を受ける場合にあっては1件につき <u>1万5,700円</u> （機械検査及び婦人子供服製造にあっては <u>1万3,000円</u> 、和裁、テクニカルイラストレーション、 <u>建築図面製作</u> 、機械・プラント製図及び電気製図にあっては <u>1万1,500円</u> ）、学科試験を受ける場合にあっては1件につき <u>3,100円</u>
4 法第46条第2項に規定する技能検定試験を受けようとする在校生	技能検定試験手数料	実技試験を受ける場合にあっては1件につき <u>1万1,300円</u> （機械検査及び婦人子供服製造にあっては <u>9,400円</u> 、和裁、テクニカルイラストレーション、 <u>機械・プラント製図</u> 及び電気製図にあっては <u>8,300円</u> ）、学科試験を受ける場合にあっては1件につき <u>3,100円</u>	4 法第46条第2項に規定する技能検定試験を受けようとする在校生	技能検定試験手数料	実技試験を受ける場合にあっては1件につき <u>1万500円</u> （機械検査及び婦人子供服製造にあっては <u>8,700円</u> 、和裁、テクニカルイラストレーション及び電気製図にあっては <u>7,700円</u> ）、学科試験を受ける場合にあっては1件につき <u>3,100円</u>
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



## 新潟県条例第44号

新潟県農業大学校修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県農業大学校修学資金貸与条例（平成10年新潟県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(返還債務の当然免除)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 知事は、研究科において修学資金の貸与を受けた者であつて、研究科を卒業した日（研究科を卒業した日から1月を経過する日までに、研修を受け始めたときは当該研修を修了した日とし、災害、負傷、疾病その他やむを得ない理由により就農をすることができなかつたときは当該理由のなくなった日とする。以下同じ。）から3月を経過する日までに<u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の認定（以下「認定」という。）</u>を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、当該修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(返還債務の当然免除)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2 知事は、研究科において修学資金の貸与を受けた者であつて、研究科を卒業した日（研究科を卒業した日から1月を経過する日までに、研修を受け始めたときは当該研修を修了した日とし、災害、負傷、疾病その他やむを得ない理由により就農をすることができなかつたときは当該理由のなくなった日とする。以下同じ。）から3月を経過する日までに<u>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項の認定（以下「認定」という。）</u>を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、当該修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

## 附 則

(施行期日)

- この条例は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。（経過措置）
- 改正法の施行の日前にされた改正法第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号。以下「旧就農促進法」という。）第4条第1項の認定及び改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧就農促進法第4条第1項の認定は、この条例による改正後の新潟県農業大学校修学資金貸与条例第7条第2項の規定の適用については、改正法第1条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の認定とみなす。

## 新潟県条例第45号

新潟県妙法育成牧場条例の一部を改正する条例

新潟県妙法育成牧場条例（昭和46年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(預託料)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 前項の<u>預託料は後納とし、1月ごとに、又は預託終了後、納入通知書により納付するものとする。</u></p>	<p>(預託料)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 前項の<u>預託料は、預託終了後納入通知書により納付するものとする。</u></p>

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

新潟県条例第46号

新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例

新潟県漁港管理条例（昭和33年新潟県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(利用料等) <b>第14条</b> (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料（工作物を設置しない場合の占用料を除く。）の額は、別表第1に定めるところにより算出した額に、 <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。 3～6 (略)	(利用料等) <b>第14条</b> (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料（工作物を設置しない場合の占用料を除く。）の額は、別表第1に定めるところにより算出した額に、 <u>1.05</u> を乗じて得た額とする。 3～6 (略)
(土砂採取料等) <b>第14条の2</b> (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、別表第2に定めるところにより算出した額に、 <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。 3・4 (略)	(土砂採取料等) <b>第14条の2</b> (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、別表第2に定めるところにより算出した額に、 <u>1.05</u> を乗じて得た額とする。 3・4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条及び第14条の2の規定は、この条例の施行の日以後における占用に係る占用料について適用し、同日前における占用に係る占用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第47号

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例（平成12年新潟県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(使用料) <b>第8条</b> (略) 2 前項の規定にかかわらず、許可の期間が1月未満の場合の使用料の額は、別表第1に定める基準により算出した額に、 <u>1.08</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。 3～6 (略)	(使用料) <b>第8条</b> (略) 2 前項の規定にかかわらず、許可の期間が1月未満の場合の使用料の額は、別表第1に定める基準により算出した額に、 <u>1.05</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。 3～6 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前に徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

## 新潟県条例第48号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例（昭和28年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(占用料の額)	(占用料の額)
<b>第2条</b> (略)	<b>第2条</b> (略)
2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、別表に定めるところにより算出した額に、 <u>1.08</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。	2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、別表に定めるところにより算出した額に、 <u>1.05</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。
3 (略)	3 (略)

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第49号

新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例

新潟県河川法施行条例（平成11年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
(流水占用料等の額)				(流水占用料等の額)			
<p><b>第5条</b> 法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者は、次の各号に掲げる流水占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額の流水占用料等を納めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発電水利使用料 別表第2の基準により算出した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の流水占用料（水面使用に係るものに限る。）及び土地占用料の額は、別表第1の基準により算出した額に<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>				<p><b>第5条</b> 法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者は、次の各号に掲げる流水占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額の流水占用料等を納めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発電水利使用料 別表第2の基準により算出した額に<u>1.05</u>を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の流水占用料（水面使用に係るものに限る。）及び土地占用料の額は、別表第1の基準により算出した額に<u>1.05</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
種 類	細 目	単 位	料 金	種 類	細 目	単 位	料 金
1 流水 水占 用料	(1) 鉱工業 用水水利 使用	毎 秒 0.01立 方メー トル	年額 <u>44,250円</u>	1 流 水占 用料	(1) 鉱工業 用水水利 使用	毎 秒 0.01立 方メー トル	年額 <u>43,460円</u>
	(2) その他 の水利使 用	〃	〃 <u>6,710円</u>		(2) その他 の水利使 用	〃	〃 <u>6,590円</u>
	(3) (略)	(略)	(略)		(3) (略)	(略)	(略)
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後における流水の占用等に係る流水占用料等について適用し、同日前における流水の占用等に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

## 新潟県条例第50号

新潟県公共海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

新潟県公共海岸占用料等徴収条例（平成12年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（占用料） <b>第2条</b> （略） 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表第1の基準により算出した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。 3 （略）	（占用料） <b>第2条</b> （略） 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表第1の基準により算出した額に <u>1.05</u> を乗じて得た額とする。 3 （略）

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第51号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下「削除別表細目号」という。）を削り、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)～(8) (略)		(1)～(8) (略)	
(9) 土木部関係		(9) 土木部関係	
事務	市町村	事務	市町村
(略)		(略)	
12 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)	12 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)
(1) 法第66条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可（ <u>県が行う第1種市街地再開発事業に係るものに限る。以下この項において同じ。</u> ）		(1) 法第66条第1項の規定による土地の形質の変更等の許可	
(2)～(6) (略)		(2)～(6) (略)	
12の2 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)	12の2 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)
(1) 法第61条第1項の規定による土地の試掘等の許可及び意見の聴取（ <u>県が行う第1種市街地再開発事業に係るものに限る。第3号から第8号までにおいて同じ。</u> ）		(1) 法第61条第1項の規定による土地の試掘等の許可及び意見の聴取	
(2) 法第62条第2項の規定による許可証の交付（ <u>県が行う第1種市街地再開発事業に係る試掘等に係るものに限る。</u> ）		(2) 法第62条第2項の規定による許可証の交付	
(3)～(8) (略)		(3)～(8) (略)	
(9) 法第118条の27第2項において準用する法第98条第2項の規定による代執行（ <u>県が行う第2種市街地再開発事業に係るものに限る。</u> ）		(9) 法第118条の27第2項において準用する法第98条第2項の規定による代執行	

<p>(10)～(22) (略)</p> <p>13 都市再開発法 (以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1) 法第98条第2項の規定による代執行 (市の区域に係るものにあつては、<u>県が行う第1種市街地再開発事業に係るものに限る。以下この項において同じ。</u>)</p> <p>(2) (略)</p> <p>13の2 都市再開発法第118条の27第2項において準用する同法第98条第2項の規定による代執行 (<u>県が行う第2種市街地再開発事業に係るものに限る。</u>)</p> <p>14 都市再開発法 (以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(10)～(22) (略)</p> <p>13 都市再開発法 (以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1) 法第98条第2項の規定による代執行</p> <p>(2) (略)</p> <p>13の2 都市再開発法第118条の27第2項において準用する同法第98条第2項の規定による代執行</p> <p>14 都市再開発法 (以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p> <p>(1) <u>法第7条の9第1項の規定による施行の認可</u></p> <p>(2) <u>法第7条の15第1項 (法第7条の16第2項及び第7条の20第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による認可に係る公告及び図書の送付</p> <p>(3) <u>法第7条の16第1項の規定による規準等の変更の認可</u></p> <p>(4) <u>法第7条の17第4項の規定による規約の認可</u></p> <p>(5) <u>法第7条の17第7項の規定による氏名等の届出の受理</u></p> <p>(6) <u>法第7条の17第8項の規定による認可又は届出の受理に係る公告</u></p> <p>(7) <u>法第7条の19第1項の規定による審査委員の選任の承認</u></p> <p>(8) <u>法第7条の20第1項の規定による終了の認可</u></p> <p>(9) <u>法第11条第1項の規定による市街地再開発組合の設立の認可</u></p> <p>(10) <u>法第11条第2項の規定による市街地再開発組合の設立の認可</u></p> <p>(11) <u>法第11条第3項の規定による事業計画の認可</u></p> <p>(12) <u>法第16条第1項 (法第38条第</u></p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>(1) <u>法第50条の2第1項の規定による施行の認可 (第2種市街地再開発事業に係るものに限る。次号から第10号までにおいて同じ。)</u></p> <p>(2) 法第50条の6及び第50条の9第</p>			

<p>2項において準用する<u>法第16条第1項</u>の規定による縦覧</p> <p>(3) <u>法第50条の6及び第50条の9第2項</u>において準用する<u>法第16条第2項</u>の規定による意見書の受理</p> <p>(4) <u>法第50条の6及び第50条の9第2項</u>において準用する<u>法第16条第3項</u>の規定による命令及び通知</p> <p>(5) <u>法第50条の6及び第50条の9第2項</u>において準用する<u>法第16条第5項</u>の規定による修正の申告の受理及び修正に係る事業計画の縦覧等</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>		<p>2項、<u>第50条の6及び第50条の9第2項</u>において準用する<u>場合を含む。</u>)の規定による縦覧</p> <p>(13) <u>法第16条第2項</u> (<u>法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項</u>において準用する<u>場合を含む。</u>)の規定による意見書の受理</p> <p>(14) <u>法第16条第3項</u> (<u>法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項</u>において準用する<u>場合を含む。</u>)の規定による命令及び通知</p> <p>(15) <u>法第16条第5項</u> (<u>法第38条第2項、第50条の6及び第50条の9第2項</u>において準用する<u>場合を含む。</u>)の規定による修正の申告の受理及び修正に係る事業計画の縦覧等</p> <p>(16) <u>法第19条第1項</u> (<u>法第38条第2項</u>において準用する<u>場合を含む。</u>)の規定による認可に係る公告及び図書の送付</p> <p>(17) <u>法第19条第2項</u> (<u>法第38条第2項</u>において準用する<u>場合を含む。</u>)の規定による認可に係る公告</p> <p>(18) <u>法第27条第7項</u>の規定による事業報告書等の受理</p> <p>(19) <u>法第28条第1項</u>の規定による理事長の氏名等の届出の受理</p> <p>(20) <u>法第28条第2項</u>の規定による届出の受理に係る公告</p> <p>(21) <u>法第38条第1項</u>の規定による定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可</p> <p>(22) <u>法第45条第4項</u>の規定による解散の認可</p> <p>(23) <u>法第45条第6項</u>の規定による認可の取消し又は解散の認可の公告</p> <p>(24) <u>法第49条</u>の規定による決算報告書の承認</p> <p>(25) <u>法第50条第2項</u>の規定による意見の陳述及び調査</p> <p>(26) <u>法第50条第3項</u>の規定による意見の陳述</p> <p>(27) <u>法第50条の2第1項</u>の規定による<u>施行の認可</u></p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) (略)</p> <p>(31) (略)</p> <p>(32) (略)</p>
---	--	---



<p>(11) <u>法第118条の6第1項の規定による管理処分計画の認可(法第2条の2第3項の規定による再開発会社(以下この項において「再開発会社」という。)が行う第2種市街地再開発事業に係るものに限る。次号から第24号まで、第26号及び第27号において同じ。)</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) <u>法第118条の30第2項において準用する法第113条の規定による事業代行開始の公告</u></p>	<p>(33) <u>法第72条第1項の規定による権利変換計画の認可(法第2条の2第1項の規定による施行者、同条第2項に規定する市街地再開発組合(以下この項において「組合」という。)及び同条第3項の規定による再開発会社(以下この項において「再開発会社」という。)が行う市街地再開発事業に係るものに限る。次号から第36号まで及び第62号において同じ。)</u></p> <p>(34) <u>法第72条第4項において準用する同条第1項後段の規定による変更の認可</u></p> <p>(35) <u>法第99条の3第3項(法第99条の8第5項において準用する場合を含む。)の規定による承認</u></p> <p>(36) <u>法第99条の8第5項において準用する法第98条第2項の規定による代執行</u></p> <p>(37) <u>法第112条の規定による事業代行開始の決定</u></p> <p>(38) <u>法第113条(法第118条の30第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業代行開始の公告</u></p> <p>(39) <u>法第114条(法第118条の30第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業代行</u></p> <p>(40) <u>法第117条第1項(法第118条の30第2項において準用する場合を含む。)の規定による事業代行終了の公告</u></p> <p>(41) <u>法第117条第3項(法第118条の30第2項において準用する場合を含む。)の規定による承認</u></p> <p>(42) <u>法第118条の6第1項の規定による管理処分計画の認可(再開発会社が行う市街地再開発事業に係るものに限る。次号から第45号までにおいて同じ。)</u></p> <p>(43) (略)</p> <p>(44) (略)</p> <p>(45) (略)</p> <p>(46) (略)</p>
---	---

<p>(17) <u>法第118条の30第2項において準用する法第114条の規定による事業代行</u></p> <p>(18) <u>法第118条の30第2項において準用する法第117条第1項の規定による事業代行終了の公告</u></p> <p>(19) <u>法第118条の30第2項において準用する法第117条第3項の規定による承認</u></p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>(24) (略)</p> <p>(25) <u>法第128条第1項の規定による審査請求の裁決（再開発会社が行う第2種市街地再開発事業に係る処分に係るものに限る。）</u></p> <p>(26) (略)</p> <p>(27) <u>都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号。以下この項において「政令」という。）第22条の3において準用する政令第4条の2第3項の規定による審査委員の解任の承認</u></p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) (略)</p> <p>(31) (略)</p> <p>(略)</p>		<p>(47) (略)</p> <p>(48) <u>法第124条の2第1項の規定による検査及び命令</u></p> <p>(49) <u>法第124条の2第2項の規定による認可の取消し</u></p> <p>(50) <u>法第124条の2第3項の規定による公告</u></p> <p>(51) <u>法第125条第1項及び第2項の規定による検査</u></p> <p>(52) <u>法第125条第3項の規定による命令</u></p> <p>(53) <u>法第125条第4項の規定による認可の取消し</u></p> <p>(54) <u>法第125条第5項の規定による総会等の招集</u></p> <p>(55) <u>法第125条第6項の規定による理事等の解任の投票の実施</u></p> <p>(56) <u>法第125条第7項の規定による総会の議決等の取消し</u></p> <p>(57) (略)</p> <p>(58) (略)</p> <p>(59) (略)</p> <p>(60) (略)</p> <p>(61) <u>法第128条第1項の規定による審査請求の裁決（組合及び再開発会社がした処分に係るものに限る。）</u></p> <p>(62) (略)</p> <p>(63) <u>都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号。以下この項において「政令」という。）第4条の2第3項（政令第22条の3において準用する場合を含む。）の規定による審査委員の解任の承認</u></p> <p>(64) (略)</p> <p>(65) (略)</p> <p>(66) (略)</p> <p>(67) (略)</p> <p>(略)</p>
--	--	--

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



新潟県条例第52号

新潟県都市公園条例の一部を改正する条例

新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動前号」という。）が存在する場合には当該移動前号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動前号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																		
(行為の制限)	(行為の制限)																		
<p><b>第2条</b> 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 新潟県立鳥屋野潟公園で行われる競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのための駐車場として当該公園の駐車場を独占して利用すること。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p><b>第2条</b> 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>																		
(公園予定区域及び予定公園施設についての準用等)	(公園予定区域及び予定公園施設についての準用等)																		
<p><b>第15条</b> <u>第2条（同条第1項第3号を除く。）から第13条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p><b>第15条</b> <u>第2条から第13条までの規定は、公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</u></p> <p>2・3 (略)</p>																		
別表第2（第10条関係）	別表第2（第10条関係）																		
(1) 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合	(1) 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 70%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>公園施設の管理</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>1平方メートル当たりの建物の価格に1,000分の72を乗じて得た額と1平方メートル当たりの土地の価格に100分の5を乗じて得た額との合算額に<u>1.08</u>を乗じ</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	(略)			公園施設の管理	(略)	1平方メートル当たりの建物の価格に1,000分の72を乗じて得た額と1平方メートル当たりの土地の価格に100分の5を乗じて得た額との合算額に <u>1.08</u> を乗じ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 70%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>公園施設の管理</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td>1平方メートル当たりの建物の価格に1,000分の72を乗じて得た額と1平方メートル当たりの土地の価格に100分の5を乗じて得た額との合算額に<u>1.05</u>を乗じ</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	(略)			公園施設の管理	(略)	1平方メートル当たりの建物の価格に1,000分の72を乗じて得た額と1平方メートル当たりの土地の価格に100分の5を乗じて得た額との合算額に <u>1.05</u> を乗じ
区 分	単 位	金 額																	
(略)																			
公園施設の管理	(略)	1平方メートル当たりの建物の価格に1,000分の72を乗じて得た額と1平方メートル当たりの土地の価格に100分の5を乗じて得た額との合算額に <u>1.08</u> を乗じ																	
区 分	単 位	金 額																	
(略)																			
公園施設の管理	(略)	1平方メートル当たりの建物の価格に1,000分の72を乗じて得た額と1平方メートル当たりの土地の価格に100分の5を乗じて得た額との合算額に <u>1.05</u> を乗じ																	

て得た額

(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合

区 分	単 位	金 額	
		新 潟 市	新潟市以外の市町村
(略)			
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用期間が1月未満の場合 (略)	(略)	259円 22円
(略)			

(3) 第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合

区 分	単 位	金 額
物品を販売し、又は頒布すること。	(略)	760円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しをすること。	新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム2階ラウンジ及びパントリー	93円
	その他	46円
新潟県立鳥屋野潟公園で行われる競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのための駐車場として当該公園の駐車場を独占して利用すること。	1平方メートルにつき1日	8円
ロケーション又は業として写真の撮影をすること。	ロケーション	1件につき1日 17,000円
	写真の撮影	1台につき1日 630円
新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム内に広告物を表示する	(略) その他の広告物	(略) 80,200円

て得た額

(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合

区 分	単 位	金 額	
		新 潟 市	新潟市以外の市町村
(略)			
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用期間が1月未満の場合 (略)	(略)	252円 21円
(略)			

(3) 第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合

区 分	単 位	金 額
物品を販売し、又は頒布すること。	(略)	740円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しをすること。	新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム2階ラウンジ及びパントリー	90円
	その他	45円
ロケーション又は業として写真の撮影をすること。	ロケーション	1件につき1日 16,500円
	写真の撮影	1台につき1日 610円
新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム内に広告物を表示する	(略) その他の広告物	(略) 78,000円

こと。				
新潟県立鳥屋野潟公園野球場内に広告物を表示すること。	(略)			
	その他の広告物	内野	(略)	26,000円
		外野		39,000円

(4) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場を除く。）

区 分				単 位	金 額	
新潟県立鳥屋野潟公園	多目的運動広場 (北側)	全面使用	青少年	(略)	400円	
			その他		800円	
		半面使用	青少年		200円	
			その他		400円	
		多目的運動広場 (南側)	全面使用		青少年	400円
					その他	800円
	半面使用	青少年	200円			
		その他	400円			
	レストハウス休憩ホール			午前	2,800円	
				午後	4,500円	
				全日	7,300円	
	展示学習室			午前	(略)	
			午後	2,200円		
			全日	3,600円		
新潟県立紫雲寺記念公園	オートキャンプサイト	1サイトにつき 1夜	5,300円に使用しようとする者(学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては100円を、その他の者にあつては			

こと。				
新潟県立鳥屋野潟公園野球場内に広告物を表示すること。	(略)			
	その他の広告物	内野	(略)	26,700円
		外野		40,100円

(4) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場を除く。）

区 分				単 位	金 額	
新潟県立鳥屋野潟公園	多目的運動広場 (北側)	全面使用	青少年	(略)	410円	
			その他		820円	
		半面使用	青少年		205円	
			その他		410円	
		多目的運動広場 (南側)	全面使用		青少年	410円
					その他	820円
	半面使用	青少年	205円			
		その他	410円			
	レストハウス休憩ホール			午前	2,900円	
				午後	4,600円	
				全日	7,500円	
	展示学習室			午前	(略)	
			午後	2,300円		
			全日	3,700円		
新潟県立紫雲寺記念公園	オートキャンプサイト	1サイトにつき 1夜	5,500円に使用しようとする者(学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては105円を、その他の者にあつては			

				200円を乗じて得た額を加算した額
		1サイトにつき 日帰り	3,100円に使用しようとする者(学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては50円を、その他の者にあつては100円を乗じて得た額を加算した額	
テニスコート	青少年	(略)	250円	
	その他		500円	
多目的運動広場	青少年	(略)	400円	
	その他		800円	
屋内運動 施設	児童等	午前又は午後	2時間	1,230円
			超過1時間	600円
		夜間	(略)	1,230円
	高校生等	午前又は午後	2時間	1,630円
			超過1時間	820円
		夜間	(略)	1,630円
その他	午前又は午後	2時間	2,040円	
		超過1時間	1,010円	

				210円を乗じて得た額を加算した額
		1サイトにつき 日帰り	3,200円に使用しようとする者(学齢に達しない者を除く。)の数に児童等にあつては50円を、その他の者にあつては100円を乗じて得た額を加算した額	
テニスコート	青少年	(略)	255円	
	その他		510円	
多目的運動広場	青少年	(略)	410円	
	その他		820円	
屋内運動 施設	児童等	午前又は午後	2時間	1,270円
			超過1時間	620円
		夜間	(略)	1,270円
	高校生等	午前又は午後	2時間	1,680円
			超過1時間	840円
		夜間	(略)	1,680円
その他	午前又は午後	2時間	2,100円	
		超過1時間	1,040円	

新潟県立植物園	研修室	全面使用	時間		
			夜間	(略)	2,040円
			午前又は午後	2時間	260円
				(略)	
			夜間	(略)	190円
			全面使用	午前	4,000円
午後	6,000円				
全日	10,000円				
半面使用	午前	2,000円			
	午後	3,000円			
	全日	5,000円			

(5) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合(新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアムに限る。)

区 分				単 位	金 額
グラウンドスタンド	営利を目的としない場合	グラウンドのみを使用する場合	生徒等	午前	11,100円
			午後又は夜間	14,800円	
				超過1時間	3,700円
		その他	午前	22,200円	
			午後又は夜間	29,600円	
			超過1時間	7,400円	
	グラウンド及び1階メインスタンドを使用する場合	生徒等	午前	13,950円	
			午後又は夜間	18,600円	
			超過1時間	4,650円	
		その他	午前	27,900円	
			午後又は夜間	37,200円	
			超過1時間	9,300円	
グラウンド	生徒等	午前	16,800円		

新潟県立植物園	研修室	全面使用	時間		
			夜間	(略)	2,100円
			午前又は午後	2時間	270円
				(略)	
			夜間	(略)	200円
			全面使用	午前	4,100円
午後	6,200円				
全日	10,300円				
半面使用	午前	2,100円			
	午後	3,100円			
	全日	5,100円			

(5) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合(新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアムに限る。)

区 分				単 位	金 額
グラウンドスタンド	営利を目的としない場合	グラウンドのみを使用する場合	生徒等	午前	11,400円
			午後又は夜間	15,200円	
				超過1時間	3,800円
		その他	午前	22,800円	
			午後又は夜間	30,400円	
			超過1時間	7,600円	
	グラウンド及び1階メインスタンドを使用する場合	生徒等	午前	14,350円	
			午後又は夜間	19,150円	
			超過1時間	4,800円	
		その他	午前	28,700円	
			午後又は夜間	38,300円	
			超過1時間	9,600円	
グラウンド	生徒等	午前	17,300円		



ド、1階メインスタンド及び1階バックスタンドを使用する場合		午後又は夜間	23,050円
		超過1時間	5,750円
	その他	午前	34,600円
		午後又は夜間	46,100円
グラウンド及び1階スタンドの全部を使用する場合	生徒等	午前	20,200円
		午後又は夜間	26,950円
		超過1時間	6,750円
	その他	午前	40,400円
		午後又は夜間	53,900円
超過1時間		13,500円	
グラウンド、1階スタンドの全部及び2階メインスタンドを使用する場合	生徒等	午前	24,850円
		午後又は夜間	33,100円
		超過1時間	8,300円
	その他	午前	49,700円
		午後又は夜間	66,200円
		超過1時間	16,600円
グラウンド及びビスタンドの全部を使用する場合	生徒等	午前	32,700円
		午後又は夜間	43,600円
		超過1時間	10,900円
	その他	午前	65,400円
		午後又は夜間	87,200円
		超過1時間	21,800円

ド、1階メインスタンド及び1階バックスタンドを使用する場合		午後又は夜間	22,400円
		超過1時間	5,600円
	その他	午前	33,600円
		午後又は夜間	44,800円
グラウンド及び1階スタンドの全部を使用する場合	生徒等	午前	19,650円
		午後又は夜間	26,200円
		超過1時間	6,550円
	その他	午前	39,300円
		午後又は夜間	52,400円
超過1時間		13,100円	
グラウンド、1階スタンドの全部及び2階メインスタンドを使用する場合	生徒等	午前	24,150円
		午後又は夜間	32,200円
		超過1時間	8,050円
	その他	午前	48,300円
		午後又は夜間	64,400円
		超過1時間	16,100円
グラウンド及びビスタンドの全部を使用する場合	生徒等	午前	31,800円
		午後又は夜間	42,400円
		超過1時間	10,600円
	その他	午前	63,600円
		午後又は夜間	84,800円
		超過1時間	21,200円

	(略)		
大会運営室 1	(略)		510円
大会運営室 2			510円
大会運営室 3			210円
大会運営室 4 A			410円
大会運営室 4 B			410円
更衣室			820円
(略)	(略)		
控室 1			210円
控室 2			210円
控室 3			310円
控室 4			310円
控室 5			210円
(略)	(略)		
会議室 5			410円
会議室 6			210円
会議室 7			210円
会議室 8			410円
放送室			210円
(略)	(略)		
売店 (22平方メートル以上36平方メートル未満)			210円
売店 (36平方メートル以上50平方メートル未満)			310円
売店 (50平方メートル以上64平方メートル未満)			410円
売店 (64平方メートル以上)			510円
観覧室	(略)		7,300円
特別室及び特別観覧席	営利を目的としない場合	午前	30,900円
		午後又は夜間	41,100円

	(略)		
大会運営室 1	(略)		500円
大会運営室 2			500円
大会運営室 3			200円
大会運営室 4 A			400円
大会運営室 4 B			400円
更衣室			800円
(略)	(略)		
控室 1			200円
控室 2			200円
控室 3			300円
控室 4			300円
控室 5			200円
(略)	(略)		
会議室 5			400円
会議室 6			200円
会議室 7			200円
会議室 8			400円
放送室			200円
(略)	(略)		
売店 (22平方メートル以上36平方メートル未満)			200円
売店 (36平方メートル以上50平方メートル未満)			300円
売店 (50平方メートル以上64平方メートル未満)			400円
売店 (64平方メートル以上)			500円
観覧室	(略)		7,100円
特別室及び特別観覧席	営利を目的としない場合	午前	30,000円
		午後又は夜間	40,000円

	超過 1 時間	10,300円
(略)		

(6) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園サブグラウンドに限る。）

区 分		単 位	金 額
営利を目的としない場合	生徒等	午前	3,250円
		午後	4,300円
		超過 1 時間	1,100円
	その他	午前	6,500円
		午後	8,600円
		超過 1 時間	2,200円

(略)

(7) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園野球場に限る。）

区 分			単 位	金 額
グラウンド	営利を目的としない場合	生徒等	午前又は夜間	4,450円 (略)
			午後	5,950円
			超過 1 時間	1,500円(午後9時から翌日の午前9時までの間にあつては、 <u>1,800円</u> )
		その他	午前又は夜間	8,900円
			午後	11,900円
			超過 1 時間	3,000円(午後9時から翌日の午前9時までの

	超過 1 時間	10,000円
(略)		

(6) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園サブグラウンドに限る。）

区 分		単 位	金 額
営利を目的としない場合	生徒等	午前	3,150円
		午後	4,200円
		超過 1 時間	1,050円
	その他	午前	6,300円
		午後	8,400円
		超過 1 時間	2,100円

(略)

(7) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園野球場に限る。）

区 分			単 位	金 額
グラウンド	営利を目的としない場合	生徒等	午前又は夜間	4,350円 (略)
			午後	5,800円
			超過 1 時間	1,450円(午後9時から翌日の午前9時までの間にあつては、 <u>1,740円</u> )
		その他	午前又は夜間	8,700円
			午後	11,600円
			超過 1 時間	2,900円(午後9時から翌日の午前9時までの

			間にあつては、 <u>3,480</u> 円)
(略)			
(略)	(略)	(略)	
ロッカー室			300円
(略)		(略)	
会議室 1			200円
会議室 2			200円
会議室 3			200円
会議室 4			200円
会議室 5			200円
応接室			200円
記者室			400円
(略)		(略)	
売店			200円
特別室	営利を目的としない場合	午前又は夜間	7,800円
		午後	10,400円
		超過1時間	2,600円(午後9時から翌日の午前9時までの間にあつては、 <u>3,120</u> 円)
(略)			

(8) 新潟スタジアム、サブグラウンド及び体育館(専用使用の場合を除く。)並びにプールを使用する場合並びに観賞展示温室に入館する場合

区 分		単 位	金 額
新潟スタジアム	生徒等	(略)	100円
	その他		200円
サブグラウンド	生徒等	(略)	100円

			間にあつては、 <u>3,600</u> 円)
(略)			
(略)	(略)	(略)	
ロッカー室			310円
(略)		(略)	
会議室 1			210円
会議室 2			210円
会議室 3			210円
会議室 4			210円
会議室 5			210円
応接室			210円
記者室			410円
(略)		(略)	
売店			210円
特別室	営利を目的としない場合	午前又は夜間	8,000円
		午後	10,700円
		超過1時間	2,700円(午後9時から翌日の午前9時までの間にあつては、 <u>3,200</u> 円)
(略)			

(8) 新潟スタジアム、サブグラウンド及び体育館(専用使用の場合を除く。)並びにプールを使用する場合並びに観賞展示温室に入館する場合

区 分		単 位	金 額
新潟スタジアム	生徒等	(略)	105円
	その他		210円
サブグラウンド	生徒等	(略)	105円

		その他		210円		
屋内運動 施設	体育館	(略)				
		回数券による使用	児童等	(略)	370円	
			高校生等		460円	
			その他		610円	
		プール	児童等		(略)	310円
			その他			620円
	定期券による使用		児童等	1人につき 1月	1,550円	
				1人につき 3月	3,700円	
				1人につき 6月	6,150円	
				1人につき 1年	9,850円	
				その他	1人につき 1月	3,100円
			1人につき 3月	7,400円		
		1人につき 6月	12,300円			
		1人につき 1年	19,700円			
回数券による使用	児童等	(略)	1,400円			
	その他		2,800円			
観賞展示温室	個人	児童等	(略)	310円		
		その他		620円		
	団体(20人以上の団体に限る。)	児童等		245円		
		その他		490円		
	定期券による	児童等	(略)	1,250円		

		その他		200円		
屋内運動 施設	体育館	(略)				
		回数券による使用	児童等	(略)	360円	
			高校生等		450円	
			その他		590円	
		プール	児童等		(略)	300円
			その他			600円
	定期券による使用		児童等	1人につき 1月	1,500円	
				1人につき 3月	3,600円	
				1人につき 6月	6,000円	
				1人につき 1年	9,600円	
				その他	1人につき 1月	3,000円
			1人につき 3月	7,200円		
		1人につき 6月	12,000円			
		1人につき 1年	19,200円			
回数券による使用	児童等	(略)	1,350円			
	その他		2,700円			
観賞展示温室	個人	児童等	(略)	300円		
		その他		600円		
	団体(20人以上の団体に限る。)	児童等		240円		
		その他		480円		
定期券による	児童等	(略)	1,200円			

	る使用	その他		2,500円
	回数券によ	児童等	(略)	1,400円
	る使用	その他		2,800円

備考 (略)

別表第3 (第15条関係)

単 位	金 額
10平方メートルにつき1日	33円

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の新潟県都市公園条例別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

	る使用	その他		2,400円
	回数券によ	児童等	(略)	1,350円
	る使用	その他		2,700円

備考 (略)

別表第3 (第15条関係)

単 位	金 額
10平方メートルにつき1日	32円

備考 (略)

新潟県条例第53号

新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例

新潟県流域下水道条例（昭和55年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
(設置等) 第2条 法第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。			(設置等) 第2条 法第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。		
名 称	処 理 区	処理する区域の存する市町村	名 称	処 理 区	処理する区域の存する市町村
(略)			(略)		
魚野川流域 下水道	(略)	魚沼市	魚野川流域 下水道	(略)	魚沼市
	堀之内処理区			国府川流域 下水道	
(略)			(略)		

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第54号

新潟県万代島駐車場条例の一部を改正する条例

新潟県万代島駐車場条例（平成13年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第3条、第9条関係）				別表（第3条、第9条関係）			
区 分	単 位	使用料		区 分	単 位	使用料	
普通駐車	(略)			普通駐車	(略)		
	大型車	1日につき 1台	2,060円		大型車	1日につき 1台	2,000円
定期駐車券による 駐車	1月につき 1台	10,800円		定期駐車券による 駐車	1月につき 1台	10,500円	
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定（大型車の普通駐車に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定（大型車の普通駐車に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

## 新潟県条例第55号

新潟コンベンションセンター等条例の一部を改正する条例

新潟コンベンションセンター等条例（平成13年新潟県条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1（第5条、第7条、第14条関係）

区 分			単 位	使 用 料 (円)		
				午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時まで	左に掲げる時間以外の時間	
メインホール	全面使用	平日	1時間	24,800	29,800	
		休日等		37,200	44,700	
	分割使用 (2分の1)	平日		13,700	16,500	
		休日等		20,600	24,700	
国際会議室	平日	21,900		26,300		
	休日等	32,900		39,500		
中会議室	全面使用	平日		1室につき1時間	7,710	9,260
		休日等			11,600	14,000
	分割使用 (2分の1)	平日	4,320		5,250	
		休日等	6,480		7,820	
小会議室	平日	1,750	2,160			
	休日等	2,670	3,290			
展示ホール	全面使用	平日	1時間		148,900	178,800
		休日等			223,400	268,100
	分割使用 (3分の2)	平日		109,200	131,100	
		休日等		163,900	196,700	
	分割使用 (3分の1)	平日		59,700	71,600	
		休日等		89,500	107,400	
展示控室等	展示控室1		1時間		1,750	
	展示控室2				1,230	
	展示控室3				1,750	
	展示控室4A				1,650	
	展示控室4B				1,230	
	展示控室5A				1,540	
	展示控室5B				1,230	
	展示控室6				1,340	
	屋外展示場		1平方メートルにつき1時間		5	

## 備考

- 「平日」とは月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）をいい、「休日等」とは平日以外の日をいう。
- 入場料（名称のいかんを問わず、入場の対価をいう。以下同じ。）を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の250パーセントに相当する額とする。
- 営利を目的とする場合（入場料を徴収する場合を除く。）であって規則で定める事由に該当するときの使用料は、この表に定める額の150パーセントに相当する額とする。
- 準備、練習又は後片付けのために使用する場合の使用料は、この表に定める額の70パーセントに相当する額とする。
- 2から4までの規定は、「展示控室等」には適用しない。



## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定(第7条に係る場合に限る。)は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の規定(第14条に係る場合に限る。)は、この条例の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。

## 新潟県条例第56号

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例(平成11年新潟県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(占用料等)	(占用料等)
<b>第4条 (略)</b>	<b>第4条 (略)</b>
2 前項の規定にかかわらず、法第37条第1項第1号に掲げる行為の許可の有効期間(第4項において「許可有効期間」という。)が1月未満の場合の占用料の額は、別表に定める基準により算出した額に、 <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。	2 前項の規定にかかわらず、法第37条第1項第1号に掲げる行為の許可の有効期間(第4項において「許可有効期間」という。)が1月未満の場合の占用料の額は、別表に定める基準により算出した額に、 <u>1.05</u> を乗じて得た額とする。
3・4 (略)	3・4 (略)

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後における占用に係る占用料について適用し、同日前における占用に係る占用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第57号

新潟県空港条例の一部を改正する条例

新潟県空港条例（昭和39年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（重量制限）</p> <p><b>第4条</b> 前条の規定により空港を使用する者（以下「使用者」という。）は、航空機の最大離陸重量の換算単車輪荷重が6.5トン以上となる場合は、空港を使用してはならない。<u>ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p><b>3</b> <u>知事は、第1項ただし書の規定により許可する場合には、空港施設の状況、使用頻度等を考慮し、空港施設が当該航空機の安全な離着陸に耐え得るかどうかを確認しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（着陸料等の徴収）</p> <p><b>第18条</b> 使用者からは、別表に定めるところにより算出される金額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の着陸料及び停留料（以下「着陸料等」という。）を徴収する。ただし、停留料は、航空機の空港における停留時間が6時間未満である場合は、徴収しない。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（重量制限）</p> <p><b>第4条</b> 前条の規定により空港を使用する者（以下「使用者」という。）は、航空機の最大離陸重量の換算単車輪荷重が6.5トン以上となる場合は、空港を使用してはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（着陸料等の徴収）</p> <p><b>第18条</b> 使用者からは、別表に定めるところにより算出される金額に<u>1.05</u>を乗じて得た額の着陸料及び停留料（以下「着陸料等」という。）を徴収する。ただし、停留料は、航空機の空港における停留時間が6時間未満である場合は、徴収しない。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第18条第1項の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る着陸料及び停留料について適用し、同日前における使用に係る着陸料及び停留料については、なお従前の例による。

## 新潟県条例第58号

新潟県工業用水道条例の一部を改正する条例

新潟県工業用水道条例（昭和39年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(水道使用料) <b>第21条</b> 水道使用料の額は、次の表に定めるところにより算出される基本料金、特定料金及び超過料金の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。 (略)	(水道使用料) <b>第21条</b> 水道使用料の額は、次の表に定めるところにより算出される基本料金、特定料金及び超過料金の合計額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額とする。 (略)

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水道の使用で、同日から平成26年 4 月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金の額については、改正後の第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新潟県条例第59号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																	
<p>(入学科等)</p> <p><b>第2条の2</b> 高等学校に入学を許可された生徒（高等学校間の転学（中等教育学校の後期課程からの編入学を含む。）を許可された生徒を除く。）は、次の表に定めるところにより入学科を納めなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(授業料等)</p> <p><b>第3条</b> 高等学校（通信制の課程を除く。第4項において同じ。）及び中等教育学校の後期課程の生徒は、次の表に定めるところにより授業料を納めなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">全日制の課程</td> <td>月額</td> <td>9,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">定時制の課程</td> <td rowspan="2">単位制による課程以外の課程</td> <td>月額</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>単位制による課程</td> <td>1年で履修する科目1単位につき 月額 145円</td> </tr> <tr> <td>単位制による課程</td> <td>半年で履修する科目1単位につき 月額 290円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の授業料は、毎月25日までに納めなければならない。ただし、8月分は、9月分と同時に納めることができる。</p> <p>3 納付義務者から申出のあつたとき及び3月分にあつては、前項の規定にかかわらず納付期限前であつてもこれを徴収することができる。</p> <p>4 月の中途において入学、退学、休学又は転学した者は、当該月分の授業料を納めなければならない。ただし、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）間の転学者（編入学者を含む。）の授業料は、転学先の学校（編入学をした学校を含む。）では重複して徴収しない。</p> <p>5 休学の期間が全月にわたる場合は、その月分の授業料は、徴収しない。</p>		区分		金額		全日制の課程		月額	9,900円	定時制の課程	単位制による課程以外の課程	月額	2,700円	単位制による課程	1年で履修する科目1単位につき 月額 145円	単位制による課程	半年で履修する科目1単位につき 月額 290円	<p>(入学科等)</p> <p><b>第2条の2</b> 高等学校に入学を許可された生徒（高等学校間の転学を許可された生徒を除く。）は、次の表に定めるところにより入学科を納めなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p>	
区分		金額																	
全日制の課程		月額	9,900円																
定時制の課程	単位制による課程以外の課程	月額	2,700円																
		単位制による課程	1年で履修する科目1単位につき 月額 145円																
	単位制による課程	半年で履修する科目1単位につき 月額 290円																	

**第3条の2** 高等学校の定時制の課程において、当該高等学校の定時制の課程以外の課程の生徒で、一部の科目を併せて履修することを許可されたものは、当該科目1単位について年額1,750円の授業料を当該許可の日の属する月の末日までに納めなければならない。

2 前項の規定は、高等学校の定時制の課程（単位制による課程に限る。）において、聴講生として特定の科目の履修を許可された者について準用する。この場合において、同項中「年額1,750円」とあるのは「1,750円」と、「授業料」とあるのは「受講料」と読み替えるものとする。

**第3条の3** 高等学校（通信制の課程に限る。）に入学を許可された生徒は、1単位について年額330円の授業料を次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める日までに納めなければならない。

(1) 当該許可の日の属する年度 当該許可の日の属する月の末日

(2) 前号に掲げる年度以外の年度 4月30日

2 年度の中途において入学、退学、休学又は転学した者は、当該年度分の授業料を納めなければならない。

3 休学の期間が全年度にわたる場合は、その年度分の授業料は、徴収しない。

4 第1項の規定は、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）附則第2項の規定により特科生として特定の科目の受講を許可された者について準用する。この場合において、第1項中「授業料」とあるのは、「受講料」と読み替えるものとする。

**第3条の4** 高等学校の通信制の課程において、当該高等学校の通信制の課程以外の課程の生徒で、一部の科目を併せて履修することを許可されたものは、当該科目1単位について年額330円の授業料を当該許可の日の属する月の末日までに納めなければならない。

**第3条の5** （略）

（授業料等の減免）

**第5条** 知事は、特別の事情のある生徒及び幼児並びに中学校、中等教育学校又は高等学校の入学者選抜検査を受けようとする者で授業料、入学料若しくは入学料相当額若しくは保育料若しくは入園料又は入学検査料（以下この条において「授業料等」という。）を納めることが困難な理由のある者

（受講料）

**第3条** 高等学校の定時制の課程（単位制による課程に限る。）において、聴講生として特定の科目の履修を許可された者は、当該科目1単位について1,750円の受講料を当該許可の日の属する月の末日までに納めなければならない。

**第3条の2** 高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）附則第2項の規定により特科生として特定の科目の受講を許可された者は、当該科目1単位について年額330円の受講料を4月30日までに納めなければならない。

**第3条の3** （略）

（入学料等の減免）

**第5条** 知事は、特別の事情のある生徒及び幼児並びに中学校、中等教育学校又は高等学校の入学者選抜検査を受けようとする者で入学料若しくは入学料相当額若しくは保育料若しくは入園料又は入学検査料（以下この条において「入学料等」という。）を納めることが困難な理由のある者その他特

<p>その他特に必要と認める者については、<u>授業料等</u>の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第6条</b> 第2条から前条までに定めるもののほか、<u>入学考査料、入学料、入学料相当額、授業料、受講料及び証明事務手数料並びに入園料及び保育料の徴収</u>に関し必要な事項は、知事が定める。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>(<u>授業料の特例</u>)</p> <p>3 <u>第3条第1項の授業料は、同条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める月分の授業料を10月中(第2号にあつては、7月中)に納めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>毎年度 7月から9月まで</u></p> <p>(2) <u>高等学校に入学(転学及び編入学を除く。)をした日の属する年度(中等教育学校の前期課程を修了し、後期課程に進級した年度を含む。) 4月から6月まで</u></p> <p>4 <u>第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3第1項及び第3条の4の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する授業料は、徴収しない。</u></p> <p>(1) <u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第3条第2項第2号に規定する者(同項第3号に規定する者を除く。)に係る授業料</u></p> <p>(2) <u>第3条第4項ただし書に規定する場合の授業料を除くほか、平成26年4月1日以後に月の中途において転学又は編入学をしてきた者(法第3条第2項第3号に規定する者を除く。)に係る当該月分の授業料</u></p> <p>(3) <u>定時制及び通信制の課程における法第5条第1項の受給権者に係る授業料の月額(授業料の額が年額により定められている場合にあつては、授業料の月額に相当するもの)と同項の規定により支給される就学支援金の額とに差額がある場合における当該差額分の授業料</u></p>	<p>に必要と認める者については、<u>入学料等</u>の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><b>第6条</b> 第2条から前条までに定めるもののほか、<u>入学考査料、入学料、入学料相当額、受講料及び証明事務手数料並びに入園料及び保育料の徴収</u>に関し必要な事項は、知事が定める。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1・2 (略)</p>
---	---

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から引き続き新潟県立学校条例別表第2に掲げる新潟県立高等学校及び同条例別表第3に掲げる新潟県立中等教育学校に在学する者に係るこの条例の施行の日以後のこれらの学校に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

## 新潟県条例第60号

新潟県いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

**第1条** いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、新潟県いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(構成)

**第2条** 協議会は、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、県警察その他の関係者をもって構成する。

(庶務)

**第3条** 協議会の庶務は、新潟県教育委員会事務局において行う。

(委任)

**第4条** この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、新潟県教育委員会が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

## 新潟県条例第61号

新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例

(設置)

**第1条** いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づく組織として、新潟県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に新潟県いじめ防止対策等に関する委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(担任する事務)

**第3条** 委員会は、次に掲げる事務を担当する。

- (1) いじめの防止等のための対策を実効的に行うための調査審議等
- (2) 法第28条第1項の調査
- (3) 前2号に掲げるもののほか、新潟県立の学校に在籍する児童等の生命又は心身に学校生活に起因する重大な被害が生じた疑いがあり、当該児童等の保護者から要望がある場合における当該事態に係る事実関係を明確にするための調査

(委員)

**第4条** 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 教育委員会は、必要があると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(臨時委員及び調査員)

**第5条** 委員会に、特別の事項の調査審議等をさせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、委員会の意見を聴いて、調査員を置くことができる。

3 臨時委員及び調査員は、教育委員会が委嘱する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議等が終了したとき、調査員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

5 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時委員及び調査員を解嘱することができる。

(委員等の服務)

**第6条** 委員、臨時委員及び調査員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

**第7条** 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第8条** 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、調査審議等を行うために必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴くこと、又は会議の議事に関係のある者に対して文書その他の記録媒体の提出を求めることができる。

(会議の公開)

**第9条** 第3条第1号の調査審議等に係る会議は、これを公開する。ただし、新潟県情報公開条例(平成13年新潟県条例第57号)第7条各号に掲げる情報が公になるおそれがある場合において、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で議決したときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。



2 第3条第2号及び第3号の調査に係る会議は、これを公開しない。ただし、新潟県情報公開条例第7条各号に掲げる情報が公になるおそれがない場合において、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で議決したときは、会議の全部又は一部を公開することができる。

(庶務)

**第10条** 委員会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

新潟県条例第62号

新潟県立近代美術館条例の一部を改正する条例

新潟県立近代美術館条例（平成5年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前					
<b>別表第1（第3条関係）</b>					<b>別表第1（第3条関係）</b>					
区 分	観 覧 料				区 分	観 覧 料				
	常 設 展		所 蔵 品 展			常 設 展		所 蔵 品 展		
	個人	団体（20人以上の団体に限る。）	個人	団体（20人以上の団体に限る。）		個人	団体（20人以上の団体に限る。）	個人	団体（20人以上の団体に限る。）	
(略)					(略)					
その他 （学齢に達しない者並びに小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒を除く。）	430円	(略)			その他 （学齢に達しない者並びに小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒を除く。）	420円	(略)			
<b>別表第2（第7条関係）</b>					<b>別表第2（第7条関係）</b>					
区 分	使 用 時 間	使 用 料			区 分	使 用 時 間	使 用 料			
講 堂	午前9時から正午まで	11,600円			講 堂	午前9時から正午まで	11,300円			
	午後1時から午後5時まで	15,500円				講 堂	午後1時から午後5時まで	15,100円		
	午前9時から午後5時まで	27,100円					講 堂	午前9時から午後5時まで	26,400円	
ギャラリー	午前9時から正午まで	7,600円			ギャラリー	午前9時から正午まで		7,400円		
	午後1時から午後5時まで	10,100円				ギャラリー		午後1時から午後5時まで	9,900円	
	午前9時から午後5時まで	17,700円					講 座 室	午前9時から午後5時まで	17,300円	
講 座 室	(略)	(略)			講 座 室	(略)		(略)		
	午前9時から午後5時まで	4,300円				講 座 室		午前9時から午後5時まで	4,200円	

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

## 新潟県条例第63号

新潟県競技力向上・選手育成基金条例

(設置)

第 1 条 県内におけるスポーツの競技水準の向上を図るとともに、国際競技大会等を目指す優秀なスポーツ選手を育成するため、新潟県競技力向上・選手育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

第 4 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

第 5 条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第64号

新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県立長岡屋内総合プール条例（平成17年新潟県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
<b>別表第1（第8条、第10条関係）</b>					<b>別表第1（第8条、第10条関係）</b>				
区 分	単 位	基準額（円）			区 分	単 位	基準額（円）		
		大 人 （高齢者及び障害者等を除く。）	高齢者 及び障害者等				大 人 （高齢者及び障害者等を除く。）	高齢者 及び障害者等	
トレーニングルーム	通常使用	1回1人につき	720	620	トレーニングルーム	通常使用	1回1人につき	700	600
	3か月券による使用	3月間1人につき	12,960	11,110		3か月券による使用	3月間1人につき	12,600	10,800
	半年券による使用	6月間1人につき	20,740	17,770		半年券による使用	6月間1人につき	20,160	17,280
温浴プール		1回1人につき	460	460	温浴プール		1回1人につき	450	450
大会議室	基本額	1時間まで1室につき	2,670		大会議室	基本額	1時間まで1室につき	2,600	
		1時間を 超え3時間まで1室につき	4,010				1時間を 超え3時間まで1室につき	3,900	
	加算額	3時間を 超える1時間1室につき	2,670			加算額	3時間を 超える1時間1室につき	2,600	
小会議室	基本額	1時間まで1室につき	1,340		小会議室	基本額	1時間まで1室につき	1,300	
		1時間を 超え3時間まで1室につき	2,010				1時間を 超え3時間まで1室につき	1,950	
	加算額	3時間を 超える1時間1室につき	1,340			加算額	3時間を 超える1時間1室につき	1,300	
備考（略）					備考（略）				
<b>別表第2（第8条、第10条、第13条関係）</b>					<b>別表第2（第8条、第10条、第13条関係）</b>				
(1) プール施設の使用料（個人使用の場合）					(1) プール施設の使用料（個人使用の場合）				

区分		単位	使用料(円)			区分		単位	使用料(円)		
			大人 (高齢者及び障害者等を除く。)	小人	高齢者及び障害者等				大人 (高齢者及び障害者等を除く。)	小人	高齢者及び障害者等
プール施設	通常使用	1回1人につき	570	210	460	プール施設	通常使用	1回1人につき	550	200	450
	3か月券による使用	3月間1人につき	10,180	3,700	8,330		3か月券による使用	3月間1人につき	9,900	3,600	8,100
	半年券による使用	6月間1人につき	16,290	5,860	13,330		半年券による使用	6月間1人につき	15,840	5,700	12,960
備考 (略) (2) (略)						備考 (略) (2) (略)					

第2条 新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部を次のように改正する。

別表第2第2号の表を次のように改める。

(2) プール施設の使用料(専用使用の場合)

区分		単位	使用料(円)					
			入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合		
			営利又は宣伝を目的としない場合		営利又は宣伝を目的とする場合	営利又は宣伝を目的としない場合		営利又は宣伝を目的とする場合
アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合					
プール施設	メインプール	9コースまでを使用する場合1コース当たり1時間につき	2,060	6,170	16,460	3,090	9,260	24,690
		全コースを使用する場合1時間につき	16,460	49,370	131,660	24,690	74,060	197,490
	飛込プール	1時間につき	6,170	18,510	49,370	7,200	21,600	57,600
	サブプール	7コースまでを使用する場合1コー	2,060	6,170	16,460	3,090	9,260	24,690

	ス当たり 1時間 につき							
	全コース を使用す る場合1 時間につ き	13,170	39,090	105,330	19,750	59,250	157,990	

備考 8時間を超えて専用使用しようとする場合の使用料は、8時間使用する場合の使用料の額に、超過する1時間につき、この表に定める使用料の額の80パーセントに相当する額を加算した額とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県条例第65号

新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年新潟県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
(略)			(略)		
新潟県江南警察署	新潟市江南区	新潟市江南区、東区(栗山、栗山1丁目から4丁目まで、石山、石山1丁目から6丁目まで、石山団地、江口、逢谷内の一部(大石排水路の南側の区域)、岡山の一部(市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の区域)、亀田中島4丁目、北山、下場、下場新町、下場本町、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場1丁目及び2丁目、新石山1丁目から5丁目まで、新岡山2丁目、児池、寺山の一部(大石排水路の南側の区域)、東明1丁目から8丁目まで、中島、中島1丁目及び2丁目、中野山、 <u>中野山1丁目</u> から8丁目まで、西野、東中島1丁目から4丁目まで、東中野山1丁目から7丁目まで、南紫竹2丁目並びにもえぎ野1丁目から3丁目までに限る。)及び中央区(鶉ノ子、姥ヶ山、姥ヶ山1丁目から6丁目まで、上沼(393番3、393番7、393番8、394番1、394番2、394番4から394番6まで及び395番1を除く。)、親松(1201番1、1201番4から1201番17まで、1201番21から1201番36まで、1204番1、1204番4から1204番28まで、1205番1から1205番16まで、1206番1から1206番6まで及び1207番5に限る。)、亀田早通、久蔵興野、京王1丁目から3丁目まで、高志1丁目及び2丁目、湖南、鐘木、清五郎、曾川、	新潟県江南警察署	新潟市江南区	新潟市江南区、東区(栗山、栗山1丁目から4丁目まで、石山、石山1丁目から6丁目まで、石山団地、江口、逢谷内の一部(大石排水路の南側の区域)、岡山の一部(市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の区域)、亀田中島4丁目、北山、下場、下場新町、下場本町、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場1丁目及び2丁目、新石山1丁目から5丁目まで、新岡山2丁目、児池、寺山の一部(大石排水路の南側の区域)、東明1丁目から8丁目まで、中島、中島1丁目及び2丁目、中野山、 <u>中野山1丁目</u> から7丁目まで、西野、東中島1丁目から4丁目まで、東中野山1丁目から7丁目まで、南紫竹2丁目並びにもえぎ野1丁目から3丁目までに限る。)及び中央区(鶉ノ子、姥ヶ山、姥ヶ山1丁目から6丁目まで、上沼(393番3、393番7、393番8、394番1、394番2、394番4から394番6まで及び395番1を除く。)、親松(1201番1、1201番4から1201番17まで、1201番21から1201番36まで、1204番1、1204番4から1204番28まで、1205番1から1205番16まで、1206番1から1206番6まで及び1207番5に限る。)、亀田早通、久蔵興野、京王1丁目から3丁目まで、高志1丁目及び2丁目、湖南、鐘木、清五郎、曾川、

	太右エ門新田、高美町、俵柳、長潟、長潟1丁目から3丁目まで、鍋潟新田、弁天橋通1丁目から3丁目まで、南長潟、美の里、山二ツ並びに山二ツ1丁目から5丁目までに限る。) (略)		太右エ門新田、高美町、俵柳、長潟、長潟1丁目から3丁目まで、鍋潟新田、弁天橋通1丁目から3丁目まで、南長潟、美の里、山二ツ並びに山二ツ1丁目から5丁目までに限る。) (略)
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第66号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料)</p> <p><b>第7条</b> 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第4条第1項の許可を受けようとする者 1件につき地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下この条及び次条において「標準政令」という。）本則の表66の項の1の下欄に掲げる金額</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>(道路交通法関係手数料)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 法の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第51条の13第1項第1号イの講習を受けようとする者 1件につき標準政令本則の表72の3の項の2の下欄に掲げる金額</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3～10 (略)</p>	<p>(銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料)</p> <p><b>第7条</b> 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第4条第1項の許可を受けようとする者 1件につき地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下この条において「標準政令」という。）本則の表66の項の1の下欄に掲げる金額</p> <p>(2)～(13) (略)</p> <p>(道路交通法関係手数料)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 法の規定に基づく事務について、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第51条の13第1項第1号イの講習を受けようとする者 1件につき <u>1万9,000円</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3～10 (略)</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。